

練馬区
障害者計画
第三期障害福祉計画

(平成24年度～平成26年度)

平成24年(2012年)3月

練馬区

SP コードについて

各ページの角に印刷された模様は「SP コード」といいます。

市販の「活字読み上げ装置」を利用して音声を聞くことができます。模様の印刷された部分を装置に差し込んで読み取らせてます。

なお、模様の印刷された部分には、位置をわかりやすくするために、ページの端に「切りかき」をつけています。

表紙の絵について

作者：練馬区立光が丘障害者地域生活支援センターすてっぷ 百瀬 賢太郎さん

題名：「ハートがいっぱい」

はじめに

このたび、平成 24 年度から 26 年度までの 3 か年を計画期間とする練馬区障害者計画・第三期障害福祉計画を策定いたしました。

この計画は、障害のある方が地域の中で自分らしい自立した生活ができる社会を目指すための施策やサービスの供給量などをお示ししたものです。

区ではこれまでも、現行の障害者計画や障害福祉計画に基づき障害のある方の地域での自立した生活を総合的・計画的に支援してまいりました。新たな両計画の策定は、障害者基本法や障害者自立支援法、児童福祉法の改正、障害者虐待防止法の制定など障害者福祉法制度の大きな転換期を迎えている中で、進めてきたものであります。

この策定に当たっては、障害者福祉法制度改革の動向を踏まえつつも、障害のある方の生活状況やご意向などを十分に把握することが重要と考え、5,000 人の方々を対象とした障害者基礎調査を行うとともに、障害者団体へのヒアリングを実施しました。さらに、これらの結果をもとに公募区民や障害者団体、学識経験者等からなる練馬区障害者計画懇談会でご検討いただき、計画策定に向けたご提言をいただきました。

このたび策定した両計画においては、練馬区障害者計画懇談会、庁内検討委員会での検討結果を踏まえ前計画の計画目標を継承することとし、新たに基本理念として日々の暮らしや将来における「あんしん」や「いきがい」、地域の方々との「つながり」の 3 項目を設定いたしました。さらに、施策展開の視点として、「ライフステージを踏まえた支援の充実」、「地域のつながりによる支援の充実」を定め、障害者地域生活支援センターにおける相談支援機能の強化や、新たな日中活動の場となる地域活動支援センターⅢ型の整備、障害児への相談・療育機能の拡充を目指す（仮称）こども発達支援センターの整備など多くの施策を計画事業に位置付けました。

区では、この練馬区障害者計画・第三期障害福祉計画に基づき、計画事業を着実に推進し、障害のある方の自立した地域生活を支援してまいります。引き続き、区民の皆様にはご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画策定にあたり、多くの区民の皆様から貴重なご意見やご提案をいただきましたことに、心より感謝申し上げます。

平成 24 年 3 月

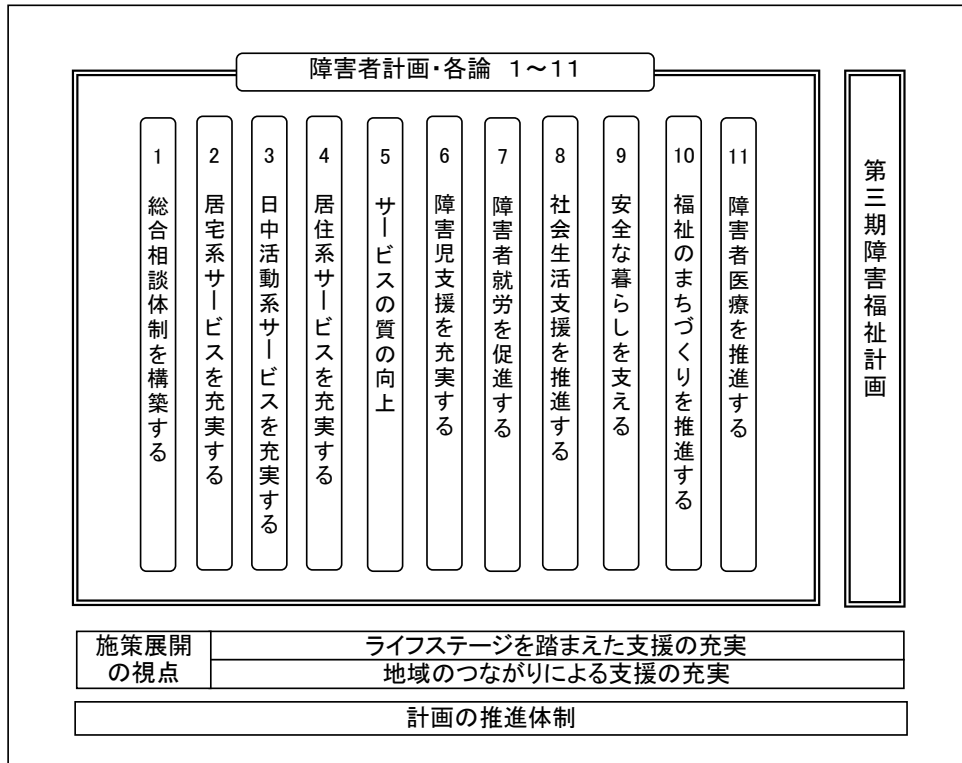
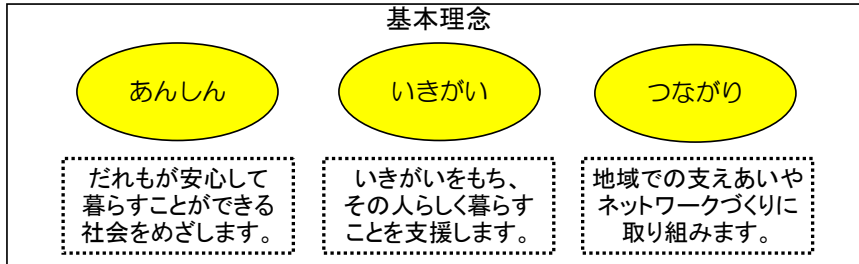
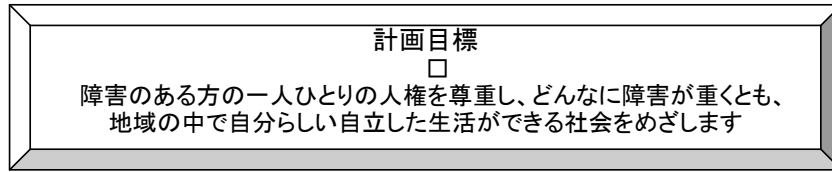


練馬区長 志村 豊志郎

目 次

I	総論	1
1	計画の基本的な考え方	3
(1)	計画策定の趣旨	3
(2)	計画期間	4
(3)	計画策定の進め方	4
(4)	他計画との関係	5
(5)	計画目標	6
(6)	計画目標の趣旨	6
(7)	基本理念	7
(8)	施策展開の視点	8
(9)	計画の推進体制	10
2	現況と課題	11
(1)	障害者施策の動向	11
(2)	改定練馬区障害者計画・第二期障害福祉計画期間中の状況	12
(3)	団体ヒアリングでのご意見	15
(4)	障害者地域自立支援協議会からのご意見	16
3	障害者計画懇談会からの提言	17
	計画の体系図	20
II	各論	23
1	総合相談体制を構築する	25
2	居宅系サービスを充実する	31
3	日中活動系サービスを充実する	35
4	居住系サービスを充実する	39
5	サービスの質の向上	43
6	障害児支援を充実する	47
7	障害者就労を促進する	53
8	社会生活支援を推進する	59
9	安全な暮らしを支える	67
10	福祉のまちづくりを推進する	71
11	障害者医療を推進する	75
III	第三期障害福祉計画	79
1	第三期障害福祉計画の策定にあたって	81
2	平成26年度における数値目標	81
3	障害福祉サービスの供給見込み量および算定の考え方	83
4	地域生活支援事業の供給見込み量および算定の考え方	88
	巻末資料	93

計画の構成



障害者計画と障害福祉計画の関係について

障害者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、障害者の自立と社会参加の支援等のための施策に関する基本的な計画です。

障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づき、障害者基本法の基本原則にのっとり、必要な障害福祉サービス等の提供体制を確保するための計画です。

本計画書中の表記について

○ 障害についての表記

本計画書の中では、国の障がい者制度改革推進会議による第二次意見および平成 22 年度に区で実施した障害者基礎調査の結果により、「障害」と漢字表記しています。

○ 障害者についての表記

本計画書の中では、実施する事業や法令等からの引用については「障害者」と、その他は「障害のある方」と表記しています。

○ 子どもについての表記

本計画書の中では、障害児支援の対象となる子どもについて、実施する事業の根拠法令等に基づき、「障害児」、「障害のある幼児・児童・生徒」、「発達に心配のある子ども」等の複数の表記をしています。

I 総論

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

区では、平成 15 年 3 月に練馬区障害者計画（平成 15 年度～22 年度）を策定し、障害者施策の具体的な取組や数値目標を明確にし、障害のある方の地域での自立生活を総合的・計画的に支援してきました。

また、平成 17 年 10 月に身体・知的・精神の 3 障害一元化のサービス提供、就労支援の強化、地域移行の促進等をめざす障害者自立支援法の成立を踏まえ、平成 18 年 3 月に練馬区障害者計画の改定および第一期障害福祉計画の策定を行いました。平成 21 年 3 月には第一期障害福祉計画の必要な見直しを行ない、第二期障害福祉計画を策定しました。

さらに、練馬区基本構想（平成 21 年 12 月）、練馬区長期計画（平成 22 年 3 月）において、「だれもが安心して暮らせる社会」、「障害者の自立した生活」をめざし、引き続き障害のある方の自立を支援する取組を推進してきました。

国は平成 21 年 12 月に障がい者制度改革推進本部を設置し、障害者自立支援法の定率負担などの課題、障害者権利条約批准に伴う諸法の整備を行う観点から、障害者福祉制度の抜本的な改革についての検討を進めています。

制度改革の検討範囲は、障害者計画の根拠法である障害者基本法の改正、障害者自立支援法に替わる障害者総合福祉法（仮称）の制定、差別禁止法の制定等多岐に渡っており、障害者施策は再び大きな転換期を迎えています。

一方で、国の動向等については十分に踏まえつつも、これまで区が進めてきた障害のある方の地域での自立を支援する取組については、引き続き行っていく必要があります。また、平成 22 年 6 月に行った障害者基礎調査など、障害のある方の生活状況や意向などを十分に踏まえながら、施策を進めていく必要があります。

こうした状況の中、区では障害者基本法に規定する障害者計画と障害者自立支援法に規定する障害福祉計画の性格をあわせ持つ計画として、「練馬区障害者計画・第三期障害福祉計画」を一体的に策定することといたしました。

(2) 計画期間

練馬区障害者計画・第三期障害福祉計画の計画期間は、平成 24 年度から 26 年度までの 3 か年です。

なお、障害者総合福祉法（仮称）の施行により、計画期間中に計画を見直す場合があります。

(3) 計画策定の進め方

障害者計画懇談会における検討などを通じて区民意見等の把握に努めるとともに、庁内に検討委員会を設置し、障害者計画・第三期障害福祉計画の策定を進めました。

① 区民意見等の把握

ア 障害者計画懇談会の開催

【期間】平成 22 年 4 月～平成 23 年 11 月（計 11 回開催）

【委員】29 名（公募区民、障害者団体、事業者、行政、医療、学識経験者）

イ 障害者基礎調査の実施

【期間】平成 22 年 6 月実施

【対象】身体・知的・精神障害者、施設入所者から、5,000 名を無作為抽出

【方法】郵送によるアンケート形式

ウ 団体ヒアリングの実施

【期間】平成 22 年 8 月～9 月

【対象】20 団体（障害者団体、特別支援学校 PTA 等）

【方法】意見書の提出および聴き取り

② 庁内での検討体制

ア 障害者計画検討委員会の開催

【期間】平成 21 年 11 月～

【回数】9 回（平成 23 年 12 月まで）

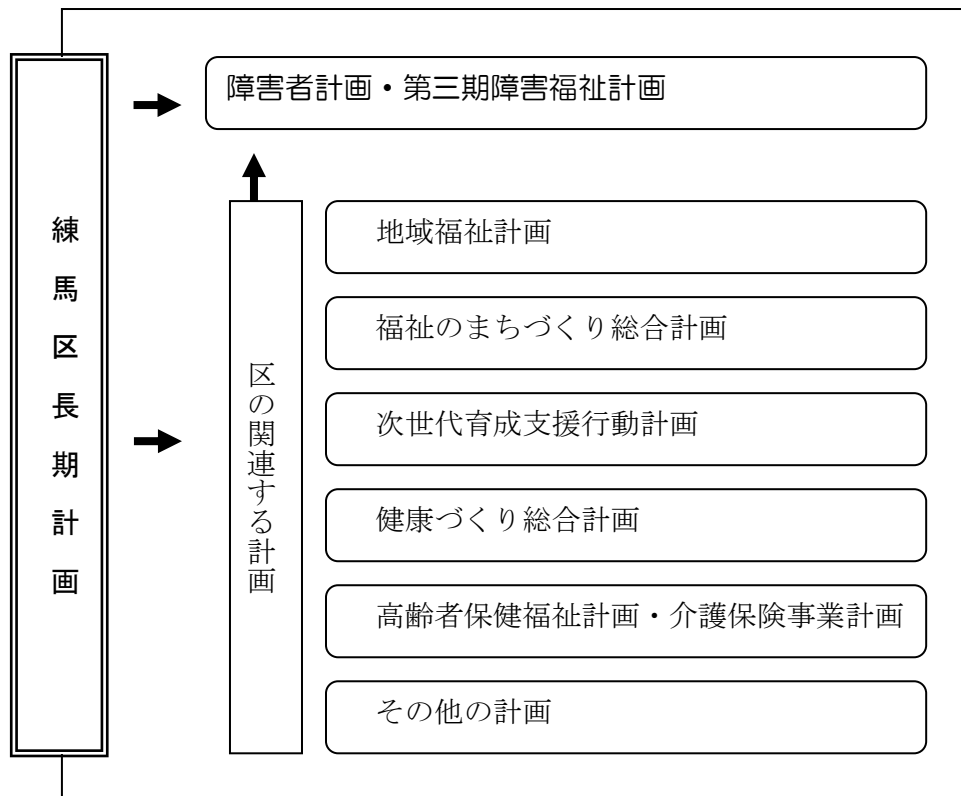
イ 分科会の設置

【設置】平成 22 年 11 月～23 年 3 月

【分科会】・相談支援分科会 ・障害者サービス分科会
 ・就労支援分科会 ・社会生活支援分科会

(4) 他計画との関係

障害者計画・障害福祉計画は、区の長期的・総合的な計画である長期計画（平成22年度～26年度）の障害者施策に関する部門別計画として位置づけられています。この計画は、つぎの関連計画と整合性を保ちながら策定しました。



(5) 計画目標

「障害のある方の一人ひとりの人権を尊重し、どんなに障害が重くとも、地域のなかで自分らしい自立した生活ができる社会をめざします。」

(6) 計画目標の趣旨

○ 障害者基本法の改正

平成 23 年 8 月に改正された障害者基本法では、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現をめざしています。この考え方にに基づき、練馬区においても障害者施策の基本的な指針を構築します。

○ 「障害のある方の一人ひとりの人権を尊重し」とは、

障害は誰でも起こりうるものであり、障害のある方は社会的障壁により、さらに日常生活等に制限を受けることになります。

障害があるという理由で、差別されたり、偏見を持たれたりすることなく、一人ひとりの個性と人格を尊重し、擁護する必要があります。

○ 「どんなに障害が重くとも、地域のなかで自分らしい自立した生活ができる社会」とは、

障害の種類や程度にかかわらず、地域のなかで、その人の状況に応じた適切なサービスや支援を活用しながら、それぞれの個性や能力を発揮し、生きがいをもって、自らの意思で自立した生活を送ることができる社会を表しています。

○ 「自立」とは、

単に、「就労による自立」、「日常生活の自立」、「社会生活の自立」という形態的なことだけでなく、「障害のある方が、自らまたは支援により意思を表明することで、自分らしい生き方を実現することや、その存在が社会を成熟させる力となること」を意味します。

* 社会的障壁…日常生活・社会生活に制限を加える事物、制度、慣行等のこと。

(7) 基本理念

計画目標の実現をめざし、「あんしん」・「いきがい」・「つながり」を基本理念として設定します。

この3つの基本理念を横軸とし、さまざまな施策や事業を進めることで、障害のある方の地域での自立した生活を支援します。

◆ あんしん

だれもが安心して暮らすことができるよう、必要な支援や仕組みを整備することが重要です。

このため、自己決定・自己選択のもと必要なサービスや支援を利用できるように、相談支援の充実や十分な情報提供、サービスの質の向上に取り組みます。

また、障害のある方の高齢化や、家族の高齢化等で家庭の養育力が低下するいわゆる「親亡き後」などの課題、雇用・住居・災害時対策などのさまざまな課題に取り組みます。

◆ いきがい

生きがいをもって暮らすことが、その人らしく豊かな生活を送ることにつながります。

このため、地域の一員として主体的に活動できるように、社会参加を支援する仕組みの充実に取り組みます。

また、その人らしい自己実現が図られるように就労支援や余暇支援、日中活動、地域活動などの多様な選択肢を広げていくことに取り組みます。

◆ つながり

自立した生活を送るためには、地域や関係機関などがいろいろな形でつながり、支援のネットワークを作ることが重要です。

このため、障害のある方とない方が、ともに尊重し支えあえる地域づくりを、「気づき」や「共感」の視点を大事にした障害理解・啓発活動により取り組みます。

また、障害のある方・家族、近隣住民などの助け合い、障害者団体などの取組を支援し、多層的な支援の充実に取り組みます。

(8) 施策展開の視点

計画目標、基本理念および改定練馬区障害者計画・第二期障害福祉計画の進捗状況のもと、次期計画については次の視点を踏まえながら施策を展開していきます。

① ライフステージを踏まえた支援の充実

障害のある方が地域で自分らしく、いきいきと暮らすためには障害福祉サービスなどの個々の事業の充実と、それを本人やご家族のニーズに応じて効果的に組み合わせることでいく相談支援の充実などが求められます。

障害者基礎調査や団体ヒアリングの結果からも、各分野における施策の充実が求められており、これまでも区では障害福祉サービスなどの基盤整備を図ってきました。

施策の充実を求める声の背景には、「高齢化にともなうさまざまな課題」「親亡き後に象徴される家庭などの介護力の課題」といったものがあげられます。

また、課題は高齢期にだけあるのではなく、療育・保育・教育の充実を求める幼年期、学齢期の課題、就労や日中活動の充実を求める成人期の課題があります。

一方で、幼年期、学齢期、成人期等のライフステージごとの課題だけでなく、福祉サービスや医療、住まいなどの課題はどの年代にも共通したものとなっています。

このようなことから、障害者支援の充実を図るためには、ライフステージを通じて一貫した支援体制を構築することが必要です。引き続きライフステージに応じた課題に対応していくとともに、障害のある方の将来の生活などを踏まえながら、次のステージに移る際に支援が途切れることのないように、各機関が十分連携を取り円滑な移行を図ることが必要です。

また、こうした仕組みを機能させるためには、本人主体、権利擁護の観点などを踏まえた相談支援の充実や、福祉サービスなどに関わる人材の確保・育成が重要です。

② 地域のつながりによる支援の充実

障害者基礎調査によると、「今後も練馬区に住み続けたいか」の問に対し、「住み続けたい」と答えた方の割合が、約7割（施設入所者を除く）となっています。このことは、多くの方が「住みなれた地域で暮らし続けたい」との表れだと思われます。

区では、これまで地域生活に必要な基盤整備を進め、また、施設や精神科病院で長期にわたり入所・入院している方の地域移行について、総合福祉事務所・保健相談所・障害者地域生活支援センターの相談支援などを通じて進めてきています。

障害のある方の地域生活を支援するためには、引き続き、福祉サービスの充実に

努めるとともに、保健・福祉・保育・教育等の関係機関の連携を強化する必要があります。

一方で、地域生活は公的なサービスのみで支えられるものではなく、地域や近隣住民の理解のもと、住民同士が支えあう取組が重要になってきます。特に東日本大震災の発生以降、地域生活における安全・安心を求める声が大きくなっていることから、多面的な支援体制の構築が重要になってきています。

このため、公的サービスを効率的に利用しながら、障害のある方自らも地域との関係づくりに取り組むことや障害者団体を通して、障害理解・啓発活動に取り組むことなど、住民同士が支えあう地域での見守り支援の整備を進める必要があります。

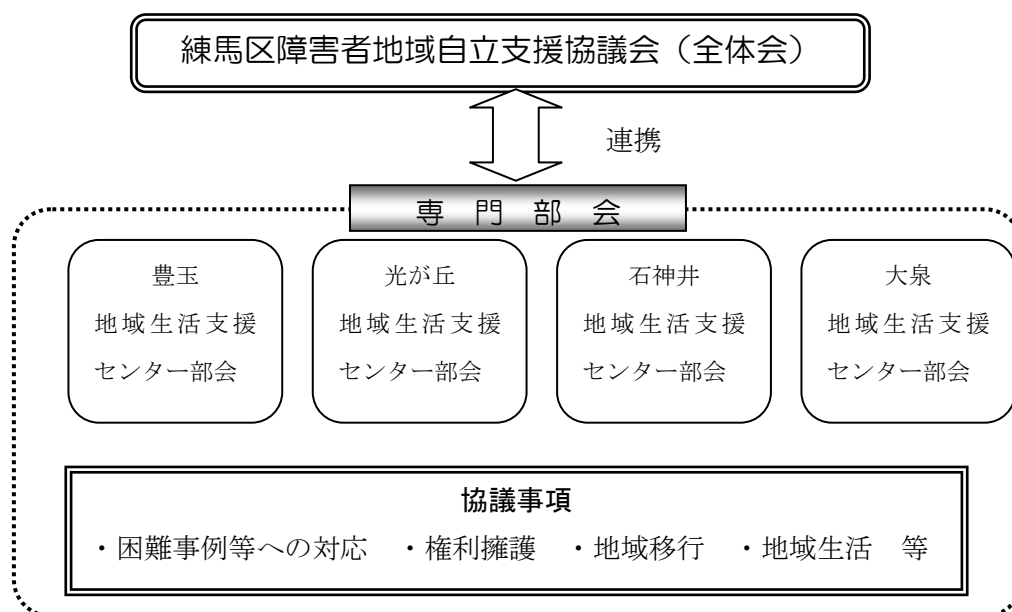
(9) 計画の推進体制

障害者地域自立支援協議会は、障害者の自立した日常生活または社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援事業をはじめとする地域の障害保健福祉関係機関等が連携し、情報の共有および協働を図るための方策を協議する場として設置しました。

改正障害者自立支援法（平成 22 年 12 月 10 日公布）により、「障害福祉計画を定め、又は変更する場合においては、自立支援協議会から意見を聴くよう努めなければならない」とされ、同協議会の機能充実が図られました。このため、障害者計画・第三期障害福祉計画（平成 24 年度～26 年度）の策定について意見を求めました。

計画策定後は、障害者自立支援協議会の場を活用して計画の進捗状況の確認やそこから導き出される課題の明確化、次期計画策定への課題等の抽出などの進行管理を行っていきます。

あわせて、障害のある方の生活状況や意向などを把握するための調査や、障害者団体等から意見等を聴く団体ヒアリングを定期的の実施し、計画を推進していきます。



2 現況と課題

(1) 障害者施策の動向

平成 18 年 4 月から、身体・知的・精神の 3 障害に関するサービスの一元化、利用者本位のサービス体系への再編や就労支援の抜本的強化等を内容とした障害者自立支援法が一部施行、同年 10 月から全面施行されました。

しかし、障害者自立支援法の施行によりサービス利用やサービスの基盤整備が進んだ反面、障害者関係団体などの関係者から施設サービスが訓練と介護に大別されたことや利用者負担のあり方などの課題があることが指摘されました。

また、国連の「障害者の権利に関する条約」の批准をめざす動きなどと合わせ、障害者に関する制度の抜本的改革を行うために、国は、平成 21 年 12 月に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、推進本部のもとに「障がい者制度改革推進会議」を設置しました。

同会議では、「障害者の範囲」や「共生社会の実現」などの基本的な方向性の検討に加え、障害者基本法の改正、障害者自立支援法に替わる障害者総合福祉法（仮称）の制定（平成 25 年 8 月までに施行）、差別禁止法の制定などについて検討を行ってきました。

なお、制度改革等の検討、障害福祉施策の見直しまでの間の、さまざまな課題等に対応するため、平成 22 年 12 月に障害者自立支援法や児童福祉法などの障害者に関する関係諸法が一括で改正されました。

改正の内容は、利用者負担を原則応能負担とすること、発達障害者・高次脳機能障害者が障害者自立支援法の対象となることを明確化し、難病の者等に対する支援を検討すること、相談支援の充実、障害児支援の強化、サービス類型の一つとして「同行援護」の創設などが盛り込まれました。

平成 23 年 6 月には障害者虐待防止法が成立（施行は平成 24 年 10 月）しました。障害者に対する虐待の定義を定め、虐待防止のための体制整備を進めるための法律です。

平成 23 年 8 月には、制度改革の検討を踏まえ、改正障害者基本法が施行されました。「相互に尊重し合う共生社会の実現」を法の目的とし、障害者の定義を「障害および社会的障壁」によるものと規定し、また差別の禁止を明確化するといった内容に改められています。さらに、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災での経験等を踏まえ、新たに「防災・防犯」に関する項目が加えられ、地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、必要な施策を進めることとなりました。

さらに、障害者自立支援法に替わる障害者総合福祉法（仮称）の成立・施行に向けて検討を進めています。

(2) 改定練馬区障害者計画・第二期障害福祉計画期間中の状況

① ケアマネジメントによる相談支援の充実

平成 22 年 5 月に、4 か所目となる障害者地域生活支援センターを開設し、総合福祉事務所（4 所）や保健相談所（6 所）での相談窓口とあわせて、障害のある方やその家族などからのさまざまな相談に対応する体制整備を図りました。

また、所内での相談だけでなく、訪問による相談や地域に出向いての相談などにも取り組み、相談支援により各種のサービスを組み合わせ、障害のある方の地域生活や地域移行を支援しています。

さらに、発達障害、高次脳機能障害等への専門的な相談に対応するため、(仮称)こども発達支援センターの整備、中途障害者支援事業の実施に向け、事業のあり方を検討する懇談会を設置し検討を行うなど準備を進めてきました。

平成 19 年度に設置した、相談支援をはじめとする地域の障害保健福祉関係者の連携を図る障害者自立支援協議会は、その下部組織に専門部会を設置し（平成 21 年度）、困難事例や地域生活移行、権利擁護などの切り口から地域課題について検討を行っています。

② サービスの質の向上

利用者の障害特性や個別のニーズへの対応力・専門性の向上を図り、サービスの質を高める必要があります。サービスの質を高める取組は、障害者サービス事業者においては第三者評価の実施や従事者研修の実施・受講などにより行われています。区においても、区内事業所ヘルパーを対象とした従事者研修会を実施し、サービスの質の向上に取り組んできました。

また、通所施設では、その事業目的を達成するために、就労支援技術の向上や工賃の増額などへの取組を行っています。

一方で、質の向上への取組は、事業規模などの関係で事業所単独で行うことは厳しい面があり、効果的に進めるには事業者間で連携することが必要です。そこで、事業者間の情報交換・共有や従事者の資質の向上を図るため、平成 21 年度に「練馬区障害福祉サービス事業者連絡会」が設立され、区は運営支援を行っています。

さらに、サービス従事者の人材確保に向け、障害福祉サービス事業者の就職面接会・相談会を実施し、円滑に就職につながるよう努めています。

これらの取組を踏まえ、障害特性や生活状況に対応し、高い専門性を持った福祉人材を確保・育成するため、「(仮称) 障害福祉人材育成・研修センター」の整備を、練馬区長期計画において計画化しました。

③ 法内事業への移行と機能の充実

障害者自立支援法では、既存の事業は平成 23 年度末までに法に規定する事業（法内事業）に移行することとされています。区立の福祉園・福祉作業所については平成 21 年 4 月に法内事業移行が完了しています。さらに福祉作業所については、就労継続支援 B 型事業に加えて就労移行支援事業を併設する多機能化を進めています。

民間施設についても、区と事業者との協議などを経て法内事業移行が進んできています。

法内事業移行後は、介護や訓練等の利用者ニーズに応えるサービス提供に努めるとともに、あわせて受入枠増を図るなど、事業の拡充を図ってきています。

さらに、これまで区内になかった自立訓練事業所や精神障害者を利用対象とする就労移行支援事業所が開設されるなど、多様なニーズに対応できる基盤整備が進んできました。中途障害者を対象とした自立訓練は、中途障害者支援事業として平成 25 年度から心身障害者福祉センターにて実施することとしています。

また、区立福祉園（直営 2 園）および心身障害者福祉センターでは、医療的ケアが必要な重症心身障害者の受け入れを行っています。

④ 精神障害者施策の充実

受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活移行には、保健相談所、総合福祉事務所、障害者地域生活支援センターの関係機関が相談支援などを通して、また各機関が連携しながら取り組んできました。地域移行後も引き続き、関係機関がネットワークを組みながら地域生活を支えるための支援を行っています。

これらの支援の成果については、庁内に設置された退院促進検討会で情報共有・課題の検討などを行い、退院促進と地域生活移行の推進を図っています。

また、身体・知的・精神の 3 障害一元化を柱とする障害者自立支援法の施行により、居宅系サービスなどの利用が精神障害においても大幅に伸びるなど、地域での生活を支えるための体制づくりが進められてきました。

また、公的なサービスの充実とあわせて地域での理解を進め、地域で支える環境を整えるために、ボランティア養成講座などを実施しています。

⑤ 障害児支援の充実

これまで、幼児教室や児童デイサービスなどでの療育、保育園や学童クラブでの障害児の受け入れ、小中学校への特別支援学級の設置を進め、障害児支援の拡充に努めてきました。

各機関では、心身障害者福祉センターとの連携や独自の巡回相談などを通じて、発達に心配のある子に対する支援の体制強化を図っています。

障害児や発達に心配のある子の支援を行うためには、保健・福祉・保育・教育などの関係機関が連携し、幼児期から成人期までのライフステージに応じた支援を切れ目なく実施することが必要です。

区では、障害児や発達に心配のある子への支援をさらに充実させるために、(仮称) こども発達支援センターの整備を計画しており、平成 22 年には整備基本計画を策定しました。今後、(仮称) こども発達支援センターを核として関係機関と連携し、障害児やその家族に対して、適切な療育や支援を進めることとしています。

⑥ 障害者就労支援の強化

障害者就労支援の強化を図るため、練馬区障害者就労促進協会(通称「レインボーワーク」)を一般財団法人として体制を強化し、一層就労支援に取り組むことができる環境を整えました。

また、区内で就労移行支援事業を行う事業所は 9 か所となり、各事業所がその特徴を活かしながら就労支援を行っています。就労継続支援 B 型事業所等においてはレインボーワークと連携しながら就労支援を進めています。

さらに、レインボーワークでは区全体の支援力の向上を図るため、就労支援ネットワーク会議や就労支援セミナーを実施するとともに、就労を希望する方を適切に支援につなげるために、就労支援や相談支援などを行う関係機関による「就労マネジメント会議」を試行的に実施しています。今後は、本格実施に向け取り組んでいきます。

また、働き続けるための支援として、レインボーワークと区内事業所等とが連携して余暇支援事業を実施しています。

(3) 団体ヒアリングでのご意見

練馬区長期計画（平成 22 年度～26 年度）における障害福祉に関する施策をもとに、ヒアリングを実施しました。

施策 251 「総合相談体制を構築する」
施策 252 「サービス提供体制を拡充する」
施策 253 「障害者の就労を促進する」
施策 254 「障害者の社会参加を支援する」

①「総合相談体制を構築する」に関すること

- 障害者地域生活支援センターが、総合相談窓口として機能するような、また、サービス等利用計画作成のための体制整備が必要である。
- 気軽に相談できる窓口を作ってほしい。
- 高次脳機能障害や発達障害の相談に対応できる専門性の高い相談窓口が必要である。

②「サービス提供体制を拡充する」に関すること

- 障害の状況に応じて、サービスを柔軟に提供する必要がある。また、医療的ケアが必要な重度障害者でも利用できるサービスを拡充する必要がある。
- 通所施設などの日中活動の場やグループホームなどの居住の場を拡充する必要がある。
- 障害児の放課後や夏休み中の居場所作り・支援の充実を図る必要がある。
- 高齢障害者が安心して生活できるように、障害者サービスだけでなく高齢者サービスの利用を促進する必要がある。

③「障害者の就労を促進する」に関すること

- 就労支援の強化とともに、今後は職場定着のための支援が重要となる。このため、ジョブコーチの育成や派遣体制の整備を進める必要がある。
- 定着支援や離職者への対応のためには、就労支援機関や相談支援機関の連携が不可欠である。
- 工賃増額のため、自主生産品の販路拡大や官公需の拡大、共同受注システムの構築等を行う必要がある。

④「障害者の社会参加を支援する」に関すること

- 地域や障害者相互の理解の促進のため、啓発活動や研修会を行う必要がある。
- 入所・入院者の地域生活移行、高齢障害者や親亡き後の暮らしを支援するため、住まいの場や相談支援の充実を図る必要がある。
- 社会参加の促進のため、移動支援やコミュニケーション支援の拡充を図る必要がある。
- 災害時の安全な避難や避難所の整備について、災害弱者である障害者が安心できるような対策を講じる必要がある。

(4) 障害者地域自立支援協議会からのご意見

障害者自立支援法の改正で、障害福祉計画の策定・改定にあたっては、障害者自立支援協議会の意見を聴くように努めることとする規定が盛り込まれました。

このため、障害者自立支援協議会から、障害者計画・障害福祉計画策定について、以下のとおり意見がありました。

- ① 障害者が地域で自立した生活を送れるよう、日中活動系サービス・居住系サービス・居宅系サービスの質と量の両面の充実を図る必要がある。
- ② 障害者は障害種別・程度・年齢等に応じて、地域生活に必要な社会資源が異なっている。それを踏まえたうえで、個々に応じて相談支援を始め、様々な地域の社会資源をネットワーク化させる必要がある。
- ③ 障害者が地域で自立した生活を送るには、障害福祉関係機関によるものだけでなく、様々な人的・物的支援が必要である。障害福祉関係機関以外に対しても、情報提供や障害理解・障害啓発の取組を充実させていく必要がある。

3 障害者計画懇談会からの提言

改定練馬区障害者計画・第二期障害福祉計画の進捗状況や、障害者基礎調査等による障害のある方のご意向・生活状況などをもとに、障害者計画懇談会において障害者計画・障害福祉計画策定に向けて検討し、ご提言をいただきました。

(1) 総論に関すること

① 基本理念について

- 1 基本理念は、誰もがわかりやすく施策を横断的に展開する表現となることが望ましい。「あんしん」「いきがい」「つながり」は基本理念として適切である。
- 2 一方で、「気づき」、「生活」等の重要なキーワードがあるため、「あんしん」「いきがい」「つながり」の中に、これらの視点を盛り込むべきである。
- 3 障害者権利条約の趣旨をわかりやすく、共有できるように表現し、基本理念・総論に盛り込むべきである。

② 計画目標について

- 1 改定練馬区障害者計画の計画目標を継承すべきである。
- 2 計画の対象を限定して受けとられないよう、表現を工夫する必要がある。

(2) 各論に関すること

① 総合相談体制を構築するについて

- 1 障害者本人を中心として、本人の思いがかなえられるようなケアマネジメント体制の整備を進める必要がある。
- 2 わかりやすい、相談しやすい相談窓口作りを行う必要がある。
- 3 基幹相談支援センターを中心とし、地域の関係者・機関の連携を強化する必要がある。

② 居宅系サービスを充実するについて

- 1 ホームヘルプの支援ニーズへの対応、提供体制を強化する必要がある。
- 2 安定した地域生活のため、ショートステイの整備を進める必要がある。
- 3 さまざまな障害特性に対応できるサービス提供体制を整える必要がある。

③ 日中活動系サービスを充実するについて

- 1 通所施設等の量的な整備と機能の充実を行う必要がある。
- 2 利用者の高齢化への対策を講ずる必要がある。
- 3 介護や訓練だけでなく、柔軟な対応が可能な施設サービスの創設が必要である。

④ 居住系サービスを充実するについて

- 1 グループホーム等の量的な整備と重度化・高齢化の対応を進める必要がある。
- 2 グループホーム等の整備を進めるために、関係機関の連携を進めるとともに、助成の仕組みを強化する必要がある。
- 3 グループホーム等での生活や、独居の方などの生活を支援する仕組みを充実させる必要がある。

⑤ サービスの質の向上について

- 1 (仮称) 障害福祉人材育成・研修センター整備にあたっては、必要な人材等を明確にして進める必要がある。
- 2 サービスの向上を図るためには、利用者と事業者等が十分に意思疎通を行う仕組みづくりが必要である。
- 3 人材育成には、行政の支援や事業者間での情報共有を進める必要がある。

⑥ 障害児支援を充実するについて

- 1 療育のための事業所の整備を進める必要がある。
- 2 子どもの状況により、療育や統合された場での支援等を適切に組み合わせ、障害児支援を進める必要がある。
- 3 教育や保健、福祉、地域等の連携を進めることで、障害児支援の充実を図る必要がある。

⑦ 障害者就労を促進するについて

- 1 就職のための支援に加え、働き続けるための支援を強化する必要がある。
- 2 区の就労支援の向上を図るために、練馬区障害者就労促進協会の強化や就労移行支援事業所等への支援が必要である。
- 3 工賃増額のための取組を強化する必要がある。

⑧ 社会生活支援を推進するについて

- 1 地域生活移行・定着を進めるためには、社会基盤の整備と関係機関の連携強化が必要である。
- 2 障害者が生活しやすくなるよう、関係者のネットワーク作りや、地域の団体・個人の力を活用する必要がある。
- 3 障害者がスポーツや生涯学習等の活動に十分取り組めるよう、運営の仕組み等を検討する必要がある。

⑨ 安全な暮らしを支えるについて

- 1 障害者、支援者、事業者等も地域防災に積極的に関わることで、障害者を地域で見守り、支援する体制を強化する必要がある。
- 2 福祉避難所や施設等においては、障害特性などに配慮した設備や備蓄品を備える必要がある。
- 3 避難所や事業者等に応じた災害対応マニュアルの整備と災害情報伝達の仕組みを整備する必要がある。

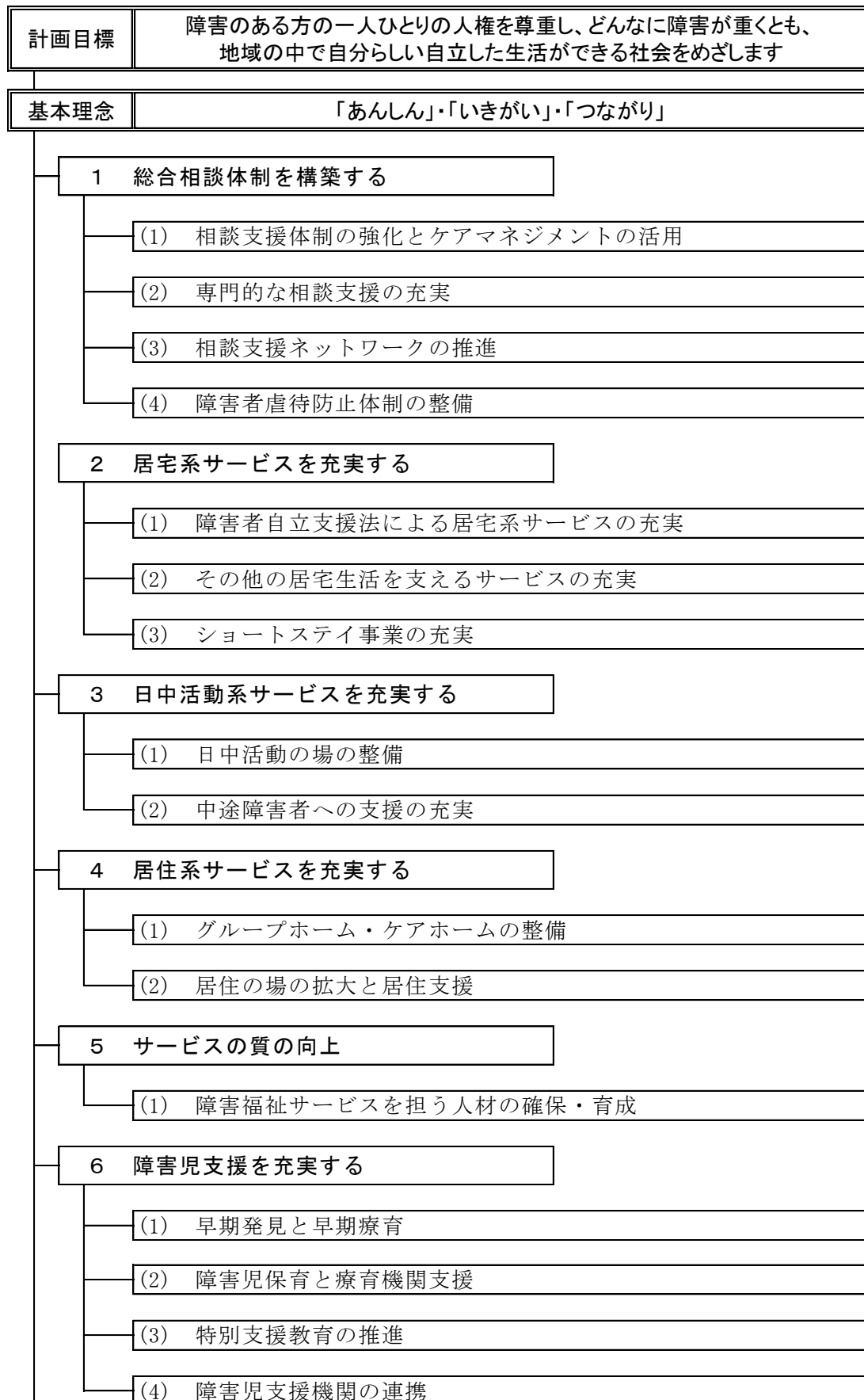
⑩ 福祉のまちづくりを推進するについて

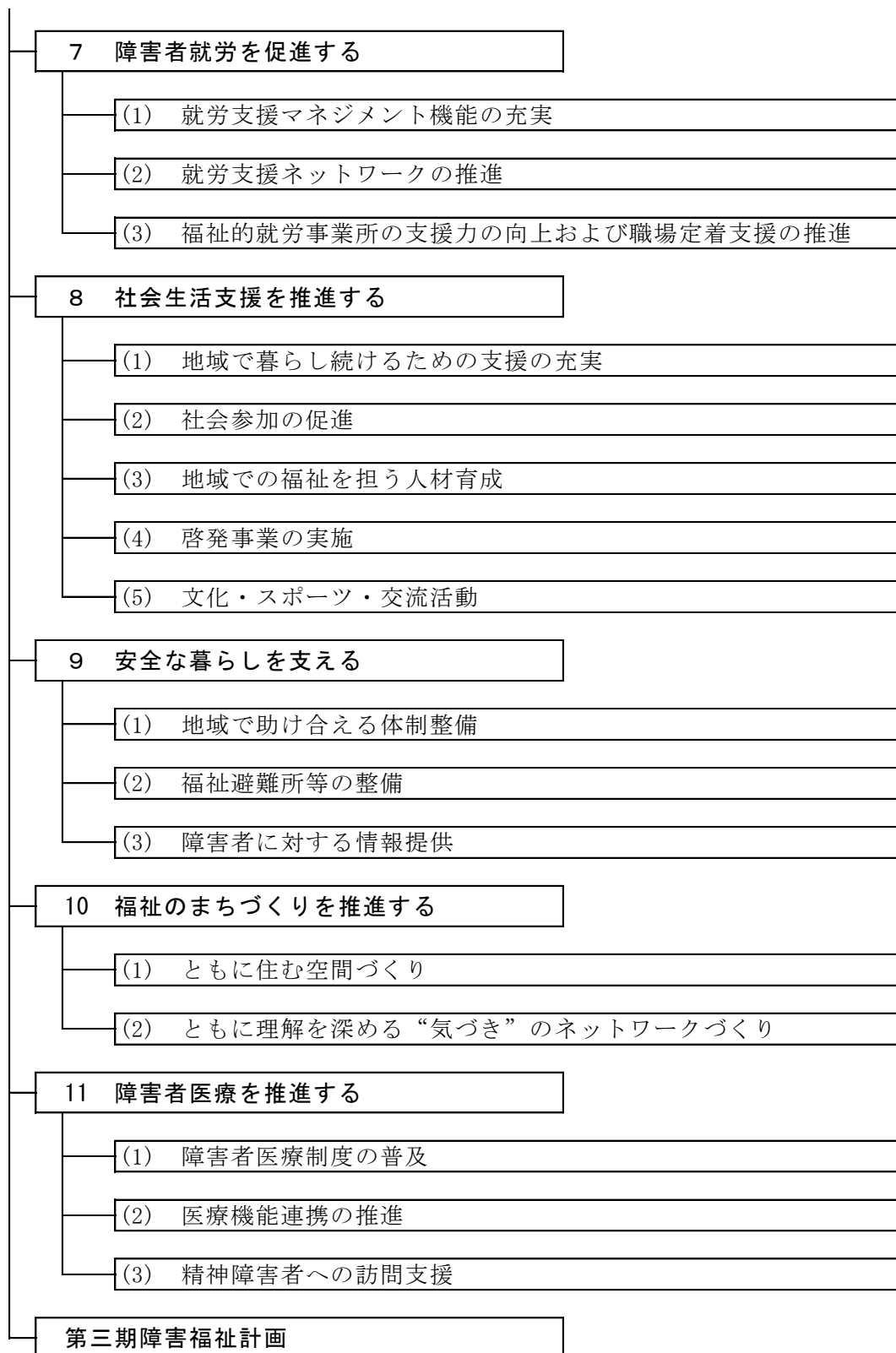
- 1 とともに理解を深める「気づき」を進めていく必要がある。
- 2 地域を支える中心となる地域の民間団体の活動を支援する必要がある。
- 3 だれもが暮らしやすいまちとするため、家庭や行政、団体、ボランティア等の連携を強化する必要がある。

⑪ 障害者医療を推進するについて

- 1 障害特性等に合わせた医療体制の整備や関係機関の連携が必要である。
- 2 かかりつけ医の推進や医療機関での障害理解を進める取組を行う必要がある。
- 3 地域移行や地域での安定した生活のため、訪問による医療その他の支援を進める必要がある。

計画の体系図





II 各論

各論掲載の個別事業の見方について

No	事業名・担当課名 ・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
<ul style="list-style-type: none"> 掲載順に通し番号を記載 他の項で再度掲載する場合は、再掲とする 	<ul style="list-style-type: none"> 事業の名称、事業を行う担当課名、事業の概要を記載 担当課には、組織改正後の課名を併記 	<ul style="list-style-type: none"> 23年度1年間の事業量(見込み)または23年度までに実施済み・整備済みの総事業量(見込み)を記載 1年間の事業量の場合は「/年」と記載 その他個表中に補足 	<ul style="list-style-type: none"> 26年度1年間の事業量または26年度までに実施済み・整備済みの総事業量を記載 総事業量の場合は「(延べ数)」と記載 その他個表中に補足

例1) 1年間の事業量を示したもの

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
1	総合福祉事務所の相談【総合福祉事務所】 障害者手帳の取得や障害福祉サービスの利用、その他生活全般についての相談を行います。	身体障害者相談 59,000件/年 知的障害者相談 8,500件/年	充実

例2) 総事業量を示したもの

4	サービス等利用計画作成事業者の育成【障害者施策推進課】 平成26年度までに、障害福祉サービス等を利用する全ての障害者がサービス等利用計画を作成できるよう、地域の相談支援事業者の育成を行います。	事業者数 7事業者	21事業者 (延べ数)
---	--	--------------	----------------

1 総合相談体制を構築する

現 状

区では、総合福祉事務所（4所）や保健相談所（6所）に加えて、障害者地域生活支援センターを4か所整備し、障害のある方やその家族などから、地域生活を送る上でさまざまな相談に対応しています。

あわせて、身体・知的障害者相談員制度や、障害者地域生活支援センターで実施するピアカウンセリングなど、身近な地域で障害当事者や家族の立場から相談支援を受けられる体制作りを進めてきました。

相談支援を通して、不安の解消や適切なサービスにつながることで、その人らしい地域生活を支援することができます。

また、本人の判断する力が十分でない場合でも適切なサービス利用が可能となるよう、権利擁護の仕組みを取り入れながら相談支援を行っています。

さらに、相談支援の充実と地域の支援のネットワーク作りのために、平成19年度に障害者地域自立支援協議会を設置しました。相談事例などから地域課題を抽出し、その解決に向け協議を行っています。

障害者基礎調査の結果

【身近な相談先】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	施設入所者
①	友人・知人	福祉施設職員	病院・診療所	福祉施設職員
②	病院・診療所	福祉事務所	友人・知人	友人・知人
③	福祉事務所	友人・知人	保健相談所	病院・診療所

【障害福祉サービスなどの情報の入手先】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	施設入所者
①	ねりま区報	ねりま区報	病院など	学校、職場、施設
②	福祉事務所 ・保健相談所	学校、職場、施設	ねりま区報	家族、親せき
③	病院など	友人・知人	福祉事務所 ・保健相談所	ねりま区報

.....
 * ピアカウンセリング…同じ障害のある仲間（ピア）が社会生活の課題等の解決に向け、助言や支援を行うこと。

課題

障害のニーズが多様化する中、障害のある方に、より適切な支援を行えるよう障害者自立支援法の改正を踏まえ、障害者地域生活支援センターを基幹相談支援センターとして機能強化を図るとともに、ケアマネジメントを活用した相談支援体制の充実を図る必要があります。また、専門的な相談を求める声や、いまだ相談先がわからないといった声に対応し、発達障害や高次脳機能障害等への専門的な相談支援を充実するとともに、障害のある方が病院や学校などの身近な相談窓口で行う困りごとの相談に必要な支援につなぐ仕組みづくりが必要です。

さらに、複数の障害のある方、高齢障害者など、一つの相談支援機関では対応が難しい場合もあるため、福祉・保健・保育・教育など関係機関のネットワーク化を図る必要があります。

なお、平成 23 年 6 月に障害者虐待防止法が成立したことから、これまでの各相談窓口での虐待対応を、法の趣旨に合わせ、障害者虐待の防止に取り組む体制として整備する必要があります。

施策の方向

(1) 相談支援体制の強化とケアマネジメントの活用

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者地域生活支援センターを身体障害者、知的障害者および精神障害者への総合的な相談支援を行う基幹相談支援センターとしての機能の強化を図ります。あわせて、地域の相談支援事業者と連携し、地域の相談支援従事者育成等の支援を進めていきます。

また、障害のある方の地域生活上の意向などを、ライフステージに応じた必要なサービスや支援につなぎ、自立した地域生活が送れるよう、ケアマネジメントを活用した相談支援体制の充実を図ります。

このため、サービス等利用計画策定を行なう地域の相談支援事業を拡充し、対象者が拡大されるサービス等利用計画の活用を進めます。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
1	総合福祉事務所の相談【総合福祉事務所】 障害者手帳の取得や障害福祉サービスの利用、その他生活全般についての相談を行います。	身体障害者相談 59,000 件/年 知的障害者相談 8,500 件/年	充実

.....
* ケアマネジメント…その人が望む社会生活を支援するため、社会生活上の意向・課題等を把握し、さまざまな社会資源に適切に結びつけていく手続・手法のこと。また、必要に応じて社会資源の改善・開発を進める。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
2	保健相談所の相談【保健相談所】 精神障害者保健福祉手帳の取得、保健福祉サービスの利用、療養生活や社会復帰(就労等)のための相談などを行います。精神科医、保健師による所内相談をはじめ、電話相談や家庭訪問による相談を行います。	精神保健相談件数 36,200件/年	充実
3	障害者地域生活支援センターの相談【障害者施策推進課】 障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談や交流事業など必要な支援を行います。 また、地域の相談支援の中核的な役割を担うため、機能の充実を進めます。	相談件数 20,000件/年	相談件数 22,000件/年 基幹相談支援センター化
4	サービス等利用計画作成事業者の育成【障害者施策推進課】 平成26年度までに、障害福祉サービス等を利用する全ての障害者がサービス等利用計画を作成できるよう、地域の相談支援事業者の育成を行います。	事業者数 7事業者	21事業者 (延べ数)
5	成年後見制度の普及【福祉部経営課】 知的障害者や精神障害者、認知症高齢者で判断能力が十分でない方の財産や権利を守るため、本人に代わって後見人などが財産管理や福祉サービス利用の契約行為を行う、成年後見制度の普及を図ります。	成年後見制度相談 8,000件/年	継続

(2) 専門的な相談支援の充実

障害特性に応じた、より専門性が必要な相談支援を行うため、(仮称)こども発達支援センターの整備および中途障害者支援事業を実施します。障害のある方や家族からの相談に対応するとともに、他の相談支援事業者や関係機関等に対し、発達障害や高次脳機能障害等の専門的な助言等を行うことで、地域の相談支援の充実に取り組みます。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
6	(仮称)こども発達支援センターの整備【障害者サービス調整担当課】 心身障害者福祉センターで実施している発達に心配のある子どもを対象とした相談・療育等の事業を移管し、18歳未満まで対象を拡大するとともに、家族支援、地域支援、関係機関の連携に取り組みます。	事業計画策定 実施設計	開設 (平成24年度)

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
7	中途障害者支援事業【障害者サービス調整担当課】 高次脳機能障害等の中途障害者への相談および機能訓練等の事業を実施します。	事業計画策定	実施

(3) 相談支援ネットワークの推進

相談支援を行う関係機関によるネットワークを構築し、総合福祉事務所や保健相談所、障害者地域生活支援センター等、各機関がその役割を十分発揮しながら、障害のある方の多様な相談ニーズに対応します。なお、ネットワーク作りや相談支援の課題等への取り組みを障害者地域自立支援協議会が中心となり行うため、その役割強化を図ります。

また、どこに相談しても適切なサービスにつながっていくように、障害のある方の身近な相談先（施設や病院、学校、障害者相談員、民生・児童委員など）の相談機能を高めるため、十分な情報提供や日頃から相談支援機関等との連携を強化していきます。

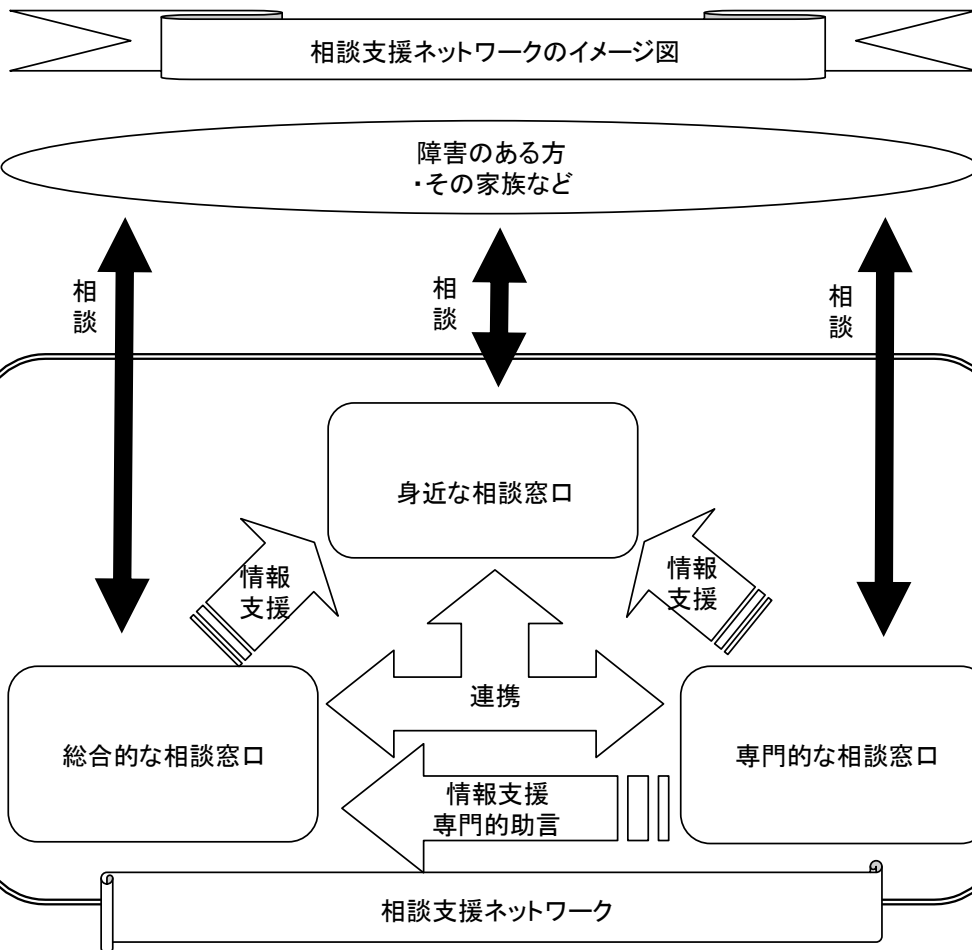
No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
8	障害者地域自立支援協議会【障害者施策推進課】 相談支援事業をはじめとする地域の障害保健福祉関係機関等が連携し、情報の共有および協働を図るための方策を協議する場として設置しています。	自立支援協議会 開催 3回/年 専門部会開催 15回/年	充実
9	身体・知的障害者相談員【障害者施策推進課】 障害当事者やその家族が相談員となり、身体障害や知的障害のある方の家庭での養育・生活・就学・就職等に関する相談に応じ、助言、指導を行います。	相談件数 580件/年 研修回数 5回/年	充実
10	相談情報ひろば事業【福祉部経営課】 地域の高齢者・障害者・子育て家庭などの相談に応じ、必要な情報を提供しながら地域交流を深めます。	常設型 5か所	常設型 6か所 (延べ数)
11	障害者福祉連絡懇談会【障害者施策推進課】 障害者福祉団体に対して、区の施策や課題等に関する情報を提供し意見交換を行います。	1回/年	継続

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
12	地域精神保健福祉関係者連絡会【保健相談所】 地域ごとに区内、近隣区の精神科病院、精神科診療所、福祉事業所その他関係機関などの実務担当者が情報交換、学習会、講演会を通して活発に交流し、連携・協力を深めます。	13回/年	継続
13	練馬区精神保健福祉連絡会【保健予防課】 精神保健福祉の推進を図るため、関係機関・関係団体による連絡会を開催し、様々な課題について情報の共有や、協力体制の整備、調整を行います。	1回/年	継続
14	障害者福祉のしおり作成【障害者施策推進課】 障害者が生活する上で必要なサービスを検索しやすく、利用しやすくするため、しおりを発行します。	隔年1回発行	継続

(4) 障害者虐待防止体制の整備

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、虐待防止センター機能を整備します。また、総合福祉事務所、保健相談所、障害者地域生活支援センター等の関係機関の協力体制を強化し、障害者地域自立支援協議会の機能を活用しながら障害者虐待防止のためのネットワークを構築します。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
15	障害者虐待防止センター機能の整備【障害者施策推進課・総合福祉事務所・保健予防課・保健相談所】 障害者虐待の通報等を受け、養護者(家族・保護者等)からの虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者および養護者に対して、相談、指導および助言を行います。	検討	障害者虐待防止センター機能の整備 (平成24年度)
16	障害者虐待防止ネットワーク【障害者施策推進課・総合福祉事務所・保健予防課・保健相談所】 関係機関の協力体制を整備し、障害者地域自立支援協議会の機能を活用しながら、障害者虐待防止のネットワークを強化します。	検討	実施



□	内容	支援機関
身近な相談窓口	身近な地域で、日頃障害のある方やその家族と関わっている方々が相談を担います。悩みに寄り添い、共に考え、必要に応じて総合的な相談機関や専門的な相談機関につなぎます。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の先生、病院のワーカー、職場の上司 ・障害福祉サービス事業者 ・障害者相談員 ・民生・児童委員 等
総合的な相談窓口	地域の相談支援機関等が相談を担います。あらゆる相談を受け止め、関係機関と連携しながら適切な支援方法を相談者とともに考えます。あわせて、身近な相談窓口に対し連携による情報提供・共有、相談支援等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・総合福祉事務所 ・保健相談所 ・障害者地域生活支援センター ・心身障害者福祉センター ・民間相談支援事業者 等
専門的な相談窓口	専門的な障害者支援を行う機関等が相談を担います。相談の中でも、より専門性を必要とするものへの対応や、総合的な相談窓口・関係機関に対し専門的助言等を行います。あわせて、身近な相談窓口に対し連携による情報提供・共有、相談支援等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・総合福祉事務所 ・保健相談所 ・障害者地域生活支援センター（基幹相談支援センター） ・（仮称）こども発達支援センター ・心身障害者福祉センター（中途障害者支援事業） ・子ども家庭支援センター ・練馬区就労促進協会 等

2 居宅系サービスを充実する

現 状

平成 18 年 10 月からの障害者自立支援法施行により、これまで別の制度であった身体・知的・精神の居宅介護が同一のサービスとなり、5 年が経過しました。

居宅介護事業（ホームヘルプ事業）を利用する方は、利用人数で 50%弱、利用時間で 10%弱の伸びとなっており、制度の浸透、事業の活用が図られている状況が見られます。

精神障害者の利用も、利用者数、利用時間ともにこの 5 年間で約 2 倍に増えています。

その他、障害者自立支援法に規定されていない難病者を対象としたホームヘルプサービスや出張調髪などのサービスを実施し、居宅での生活を支援しています。

また、施設で短期間過ごす短期入所事業（ショートステイ事業）は、身体障害者・知的障害者については家族の休養、精神障害者については本人の不安の解消を目的とする活用が見られます。ショートステイ事業を補完するサービスとして、区立大泉つつじ荘（緊急一時保護）の運営を行っています。

ホームヘルプ事業やショートステイ事業等は、障害のある方の生活支援や介護する家族等の負担軽減を図るためのサービスであり、安心して生活を送るための重要なものです。これらの事業は、入所・入院者の地域生活移行を図る観点から、また、障害者基礎調査において、家庭で介護する方が年齢的・精神的な不安を抱えているといった結果が出ており、家庭の介護力を支える観点からも重要なサービスとなっています。

障害者基礎調査の結果

【最近 1 年間で利用した居宅系サービス】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
ホームヘルプ等	16.3%	8.9%	15.5%
短期入所・緊急一時	6.1%	16.9%	4.8%

【今後のサービス利用意向】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
ホームヘルプ等	20.2%	15.4%	25.8%
短期入所・緊急一時	13.0%	34.3%	11.4%

課題

障害者基礎調査によると、身体・知的・精神の3障害ともに今後のホームヘルプ、短期入所等の利用意向が、現在の利用状況を上回っています。居宅系サービスの利用は伸びてきていますが、いまだにサービス利用に至っていない方もいます。また、医療的ケアを伴うサービスなど障害特性に対応したサービス提供体制を充実する必要があります。

ホームヘルプサービスの提供体制を強化するとともに、ショートステイ事業の充実に取り組む必要があります。

施策の方向

(1) 障害者自立支援法による居宅系サービスの充実

障害程度区分を勘案し、ケアマネジメントにより利用者ニーズを適切なサービスにつなぎ、地域生活の支援を行います。

あわせて、サービスなどにかかわる十分な情報提供に努めるとともに、サービスの質を高めるために、障害福祉サービス事業者を支援し、サービス提供体制の強化への取組を進めます。

医療的ケアを伴うサービス提供についても、法制度改正により一定の要件を満たすサービス従事者が一部の医療的ケアを実施できるようになるため、必要な環境整備を進めます。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
17	障害者給付審査会の運営【障害者サービス調整担当課】 支給決定手続の透明性を確保するため、介護給付等の支給決定に関する障害程度区分の認定、支給の要否に関する審査判定を行います。	審査対象件数 身体 430人/年 知的 610人/年 精神 190人/年	継続
18	障害者自立支援法による居宅系サービス【総合福祉事務所・保健相談所】 障害者自立支援法による、居宅系の障害福祉サービスおよび地域生活支援事業を適切に実施し、安定した地域での暮らしを支えます。	巻末資料に掲載 (98ページ～)	障害福祉計画に掲載 (87ページ)
19	補装具の支給【総合福祉事務所】 車イスや義肢など、損なわれた身体の機能を補完、代替するものや、身体に装着して日常生活等に継続して使用するもの等の購入や修理に要する費用を支給します。	交付 940件/年 修理 685件/年	継続

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
20	<p>(仮称) 障害福祉サービス人材育成・研修センターの運営【障害者サービス調整担当課】</p> <p>障害福祉サービス事業者が提供するサービスの質の向上を図るため、(仮称)障害福祉サービス人材育成・研修センターを開設し、障害福祉サービスに係る人材育成体制および研修体制を整えます。</p>	調査・研究	運営
21	<p>障害福祉サービス事業者連絡会の支援【障害者サービス調整担当課】</p> <p>区内の障害福祉サービス事業者などで構成する、障害福祉サービス事業者連絡会が行う研修などの自らサービスの質を高める取組を支援します。</p>	実施	継続

(2) その他の居宅生活を支えるサービスの充実

障害者自立支援法に規定されていない難病患者へのホームヘルパー派遣や出張調髪など、必要なサービスを実施することで地域での生活を支援します。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
22	<p>難病患者へのホームヘルプサービス【総合福祉事務所】</p> <p>難病患者等が居宅において日常生活を営むことができるように、その家庭にホームヘルパーを派遣して、適切な介護、家事等の日常生活支援を行います。</p>	<p>対象世帯数 2世帯/年</p> <p>派遣時間 延 420 時間/年</p>	継続
23	<p>難病患者への日常生活用具支給【総合福祉事務所】</p> <p>難病患者等に対し、日常生活の便宜を図るため、各種の用具の給付を行います。</p>	<p>給付件数 2 件/年</p>	継続
24	<p>重度脳性まひ者の介護【総合福祉事務所】</p> <p>重度脳性まひ者に、障害者本人の推薦による介護人(家族に限る)が、外出の付き添いその他必要な用務を行うための支援を行います。</p>	<p>対象 延 1,215 人/年</p> <p>派遣 延 18,250 回/年</p>	継続
25	<p>出張調髪【総合福祉事務所】</p> <p>重度の心身障害者で、店舗での調髪が困難な方に、理容師または美容師による出張調髪サービスを実施します。</p>	<p>利用回数 427 回/年</p>	継続

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
26	福祉電話の設置・料金助成【総合福祉事務所】 難病者および外出困難な方で、総合福祉事務所から福祉電話を貸与された方や自己所有の方に対し、基本料金等の助成をします。	130 台/年	継続
27	紙おむつの支給【総合福祉事務所】 常時失禁状態にある在宅の重度心身障害者に、区が指定した紙おむつを給付します。	延 4,080 件/年	継続

(3) ショートステイ事業の充実

地域での安心した生活を支援するため、ショートステイ事業の充実を図ります。
施設整備のため民間事業者への支援を行うとともに、区立施設でのショートステイ事業を実施します。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
28	ショートステイ事業の充実【障害者施策推進課】 地域で生活する障害者とその家族が安定した生活を継続するために、ショートステイ事業を充実します。	区立 0 床 民間 20 床	区立 8 床 民間 23 床 (延べ数)
29	区立生活寮の事業移行【障害者施策推進課】 しらゆり荘を移転新築し、グループホーム・ケアホーム事業に移行するとともに、新たにショートステイ機能を加えて充実を図ります。 また、大泉つつじ荘の法内化を図ります。	しらゆり荘 工事 大泉つつじ荘 検討	しらゆり荘 開設 (平成 24 年度) 大泉つつじ荘 平成 26 年度までに法内化

3 日中活動系サービスを充実する

現 状

改定練馬区障害者計画の計画期間中においては、身体障害者福祉法等のいわゆる旧法に規定する施設と、障害者自立支援法による事業所、精神障害者共同作業所等の法外施設といわれる3つの施設体系が併存し、障害のある方の日中活動を支援してきました。同時に、旧法、法外の事業所は平成23年度末までの新法事業所への移行を進めてきました。新法移行後は、就労移行や就労継続、生活介護等の事業ごとの機能が発揮できるよう、サービス提供に努めています。

また、施設の新規立上げや入所施設で日中の受入れを行うなど、定員の拡大が図られてきました。

障害者自立支援法により、身体・知的・精神の3障害一元化が図られましたが、多くの事業所がこれまで通りに対象とする障害を定めて支援を行っています。

医療的ケアが必要な重症心身障害者の受入れについては、心身障害者福祉センターに加え、区立福祉園2か所においても行ってきました。

区立の福祉園・福祉作業所については、指定管理者制度の導入により効率的な運営を進めてきました。

障害者基礎調査の結果

【日中の主な過ごし方】（18歳～64歳の方の回答）

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
自宅で過ごす方の割合	44.6%	16.5%	50.2%

【今後の日中の過ごし方】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	施設
①	自宅で	通所施設で介護等を受けながら	自宅で	今いる施設
②	医療機関の訓練、看護などを受けながら	福祉作業所などで働きたい	企業就労	家族がいる場所
③	企業就労	自立訓練などを受けながら	自立訓練などを受けながら	福祉作業所などで働きたい

課 題

障害者基礎調査の日中の過ごし方の設問では、身体障害者、精神障害者の在宅率が大きいことから、就労支援とともに日中活動の場を拡充する必要があります。障害特性により、介護・訓練に大別される既存の障害福祉サービスでは、利用しにくい方もいるため、柔軟な形態での施設運営が必要となってきました。

また、通所者の高齢化も課題となっているため、ケアマネジメントにより高齢サービスなどを併用しながら日中活動の充実を図る必要があります。

施策の方向

(1) 日中活動の場の整備

引き続き、生活介護や就労支援といった、事業種別に応じた機能充実を図るとともに、利用需要に合わせ、必要な施設整備を進めます。

また、既存の障害福祉サービスを利用しにくい方にとっても、地域での活動が充実するよう、新たな施設形態の事業を検討します。

あわせて、高齢者施策との連携を図り、高齢化の課題について検討を進めます。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
30	生活介護事業所誘致【障害者施策推進課】 重度障害者の日中活動の場を確保するために、民間誘致により生活介護事業所を整備します。	事業者選定	開設
31	区立施設の事業拡充【障害者施策推進課】 区立福祉作業所の多機能化を進めることにより、日中活動の場を広げ、個々のニーズに応じていきます。	多機能化 3か所	多機能化 4か所 (延べ数)
32	白百合福祉作業所の改修【障害者施策推進課】 しらゆり荘(生活寮)の移転新築にともない、白百合福祉作業所の機能の充実を図るため、作業所の改修を検討します。	検討	検討
33	民間事業者支援【障害者施策推進課】 民間の通所事業所に対し、運営費の一部を補助することにより、障害者の日中活動の場の確保を行います。	運営費補助 24事業所/年	運営費補助 30事業所/年
34	医療的ケアが必要な方への支援【障害者施策推進課・障害者サービス調整担当課】 たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障害者の日中活動の場を確保します。	医療的ケアの実施 ・福祉園 2園 ・心身障害者福祉センター	定員増の検討

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
35	社会適応訓練【保健予防課】 就労が困難な通院中の精神障害者に対して、農業、飲食業等の一般の事業所に訓練を委託し、社会復帰を図ります。(都事業)	事業所数 12 所 参加者数 11 人	継続
36	地域活動支援センターⅢ型の整備【障害者施策推進課】 訓練や介護といった既存の障害福祉サービスを利用しにくい障害者を対象に、日中活動の場を整備します。	検討	整備 2か所 (延べ数)
37	通所者の高齢化に関する課題の検討【障害者施策推進課】 通所者の高齢化からくる課題の検討を行い、年齢や家族の養育力等に対応した支援の充実を図ります。	検討	充実

(2) 中途障害者への支援の充実

高次脳機能障害等の中途障害者への支援の充実を図るため、心身障害者福祉センターにおいて相談および自立訓練等を行う中途障害者支援事業を実施します。

また、関係機関の連携を強化することにより中途障害者支援の充実を図ります。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
7 再掲	中途障害者支援事業【障害者サービス調整担当課】 高次脳機能障害等の中途障害者への相談および機能訓練等の事業を実施します。	事業計画策定	実施
38	中途障害者支援関係機関連絡会【障害者サービス調整担当課】 中途障害者支援についての情報共有、課題検討等を行うことにより、支援の充実を図ります。	設置	継続

4 居住系サービスを充実する

現 状

障害のある方の地域生活や、入所（入院）者の地域生活移行を支援するため、住まいの場である共同生活援助事業（グループホーム）・共同生活介護事業（ケアホーム）の整備を進めてきました。区内事業所の定員は、知的障害 142 人、精神障害 82 人（平成 23 年 4 月現在）であり、平成 18 年度と比較し、それぞれ約 2 倍、約 2.5 倍と大きく伸びています。

また、区外の事業所に入居している方を含めて同事業を利用する方は、グループホーム 129 人、ケアホーム 132 人（平成 23 年 4 月現在）であり、2 倍弱、3 倍強に伸びています。

区では、通過型の生活寮であるしらゆり荘、大泉つつじ荘を設置し、グループホームなどへの移行のための支援を行っています。

住みなれた地域で暮らし続けていくためには、居住の場の確保が必要であり、生活の自立をめざしたり、家族の高齢化等で家庭の養育力低下からくるいわゆる「親亡き後」の安心を求めるためにはグループホーム等の整備を進める必要があります。

また、家族と一緒に暮らしたい、あるいは、ひとりで暮らしたいと希望する方も多いことから、さまざまな住まい方を支援する必要があります。

障害者基礎調査の結果

【将来暮らしたい場所】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	施設入所者
①	家族と一緒に	家族と一緒に	家族と一緒に	施設
②	ひとりで	グループ(ケア)ホーム	ひとりで	家族と一緒に
③	施設	施設	施設	グループ(ケア)ホーム

【充実して欲しい施策】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	施設入所者
住まいの場の整備	23.6%	51.7%	27.7%	30.9%

課 題

区内グループホーム等の定員やグループホーム等を利用する方は増加しており、整備は進んできていますが、重度障害者や高齢障害者に対応できるケアホームの整備が課題となっています。

また、家族と一緒に暮らしたい、あるいはひとりで暮らしたいと希望している方へ、居宅生活を支えるサービスや相談支援の充実、住まいの場の確保などが求められています。

施策の方向

(1) グループホーム・ケアホームの整備

引き続き、事業者に対し整備費の助成を行い整備を進めるとともに、特に重度障害者、高齢障害者の受入れが可能なケアホームの整備を、事業者との調整を行いながら進めていきます。

また、区と事業者との協議の場を定期的に設けることで、事業者との連携を強化していきます。

区立しらゆり荘の移転後は通過型の施設目的を踏まえた事業運営を行い、障害者の地域生活、地域生活移行を支援していきます。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
39	グループホーム・ケアホームの整備【障害者施策推進課】 障害者の地域生活移行を促進するために、グループホームおよびケアホームを整備する民間事業者に補助を行い、整備促進を図ります。	区内事業所数 45所 区内室数 253室	区内事業所数 66所(延べ数) 区内室数 364室(延べ数)

※区内事業所数…事業所により、グループホームまたはケアホームの単独実施、あるいは両方を同時に実施していることから、この事業の指標は事業所数としています。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
29 再掲	区立生活寮の事業移行【障害者施策推進課】 しらゆり荘を移転新築し、グループホーム・ケアホーム事業に移行するとともに、新たにショートステイ機能を加えて充実を図ります。 また、大泉つつじ荘の法内化を図ります。	しらゆり荘 工事 大泉つつじ荘 検討	しらゆり荘 開設 (平成24年度) 大泉つつじ荘 平成26年度までに法内化

(2) 居住の場の拡大と居住支援

公営住宅においては、既存住宅のリフォームなどを通して入居機会の確保を図るとともに、民間住宅においては、住宅設備改善費の利用により住宅のバリアフリー化を進め、居住の場の拡大を図ります。

あわせて、居宅系サービスや相談支援の充実を図ることで、地域の住宅等においても自立した生活が送れるよう、支援体制を整備します。

また、練馬区福祉のまちづくり推進条例や練馬区福祉のまちづくり整備助成事業により、だれもが安心して暮らし続けられる地域づくりに取り組みます。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
40	住宅設備改善費の給付【総合福祉事務所】 重度身体障害者の日常生活を容易にするため、浴室、トイレ、玄関等の改善工事に要する費用の一部を助成します。	給付件数 50件/年	継続
41	居住支援事業【総合福祉事務所】 保証人がいないため、民間賃貸住宅の契約が困難な障害者世帯を対象に、身元保証制度による居住支援を行います。	利用 1件/年	継続
42	住宅修築資金の融資【住宅課】 区内にある住宅を修築(修繕・模様替え・増築)する場合に融資のあっせんをします。また、世帯の所得および家族構成に応じて、利子補給を行います。	あっせん件数 4件/年 (障害者世帯含む)	継続
43	ペアリフォーム事業【住宅課】 区営住宅1階部分の空室について、1住戸(3DK)を2住戸に改修し、スロープの設置等により、障害者・高齢者の単身者向け住宅を確保します。	実施済件数 2件(4戸)	継続
44	練馬区福祉のまちづくり整備助成事業【建築課】 既存の民間建築物(診療所、店舗、共同住宅等)のバリアフリー化を促進するために、改修の際に必要な費用の一部を助成します。	助成件数 15件/年	充実

5 サービスの質の向上

現 状

障害福祉サービス等の支給実績は、第二期障害福祉計画の目標を概ね満たしており、順調に利用が伸びています。

また、障害福祉サービス事業者においては第三者評価の実施や従事者研修の実施・受講などにより、サービスの質を高め、利用者の個別のニーズに対応できるよう取り組んできました。区においても、区内事業所ヘルパーを対象とした従事者研修会を実施し、サービスの質の向上に取り組んできました。

さらに、事業者間の情報交換・共有や従事者の資質の向上を図るため練馬区障害福祉サービス事業者連絡会が設立されました。

サービス従事者の人材確保については、障害福祉サービス事業所の就職面接会・相談会を実施し、円滑に就職につながるよう努めています。

障害のある方の豊かな地域生活を支援するためには、サービスの量的な整備と同時に質的な面の向上を図ることが必要です。

障害者基礎調査の結果

【最近1年間で利用したサービス】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
訪問系(ホームヘルプ等)	16.3%	8.9%	15.5%
日中活動系	2.0%	28.3%	15.1%
居住系	1.2%	4.6%	4.4%

【必要なサービスの利用状況】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
あまり利用できていない	19.6%	25.1%	24.1%

【必要なサービスを利用できない理由】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
どのようなサービスがあるかわからない	34.1%	38.6%	41.3%
対応できる業者がない	7.4%	26.1%	12.0%

課題

サービス利用が伸びている反面、必要なサービスを利用できていないとする方もいることが、障害者基礎調査からわかりました。その理由として、サービスの情報不足とともに「対応できる事業者がないため」と回答された方もいます。

サービス提供にあたっては利用者の障害の個別性等に対応するために、サービス提供体制の質・量ともに充実を図る必要があります。

また、運営規模等の関係で事業者独自での研修実施は困難な場合もあります。

施策の方向

(1) 障害福祉サービス等を担う人材の確保・育成

(仮称) 障害福祉人材育成・研修センターを、平成 26 年度までに開設し必要な情報提供や従事者研修等を実施し、障害福祉サービスの質の向上や人材確保を進めます。

また、引き続き練馬区障害福祉サービス事業者連絡会の運営を支援し、事業者間の情報の共有化を図るとともに事業者自らの取組を進めます。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
20 再掲	(仮称) 障害福祉サービス人材育成・研修センターの運営【障害者サービス調整担当課】 障害福祉サービス事業者が提供するサービスの質の向上を図るため、(仮称)障害福祉サービス人材育成・研修センターを開設し、障害福祉サービスに係る人材育成体制および研修体制を整えます。	調査・研究	運営
21 再掲	障害福祉サービス事業者連絡会の支援【障害者サービス調整担当課】 区内の障害福祉サービス事業者などで構成する、障害福祉サービス事業者連絡会が行う研修などの自らサービスの質を高める取組を支援します。	実施	継続
45	福祉サービス第三者評価受審支援【障害者サービス調整担当課】 区内で福祉サービスを提供している民間の事業者に対し、福祉サービス第三者評価の受審に要した費用を助成します。	助成件数 1件/年	継続

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
46	保健・福祉の共同研修の実施【福祉部経営課】 保健・福祉分野における共通理解と連携を深めるために、研修内容の充実を図り、保健および福祉に携わる職員に対する共同研修を実施します。	実施回数 3回/年	継続
47	保健福祉サービス苦情調整委員【福祉部経営課】 区や民間事業者が行う保健福祉サービスの利用に関する区民からの苦情申立てを受け、調整に必要な調査や是正勧告、意見表明を行います。	苦情処理件数 120件/年 相談件数 70件/年 申立件数 10件/年	継続

6 障害児支援を充実する

現 状

発達に心配のある子どもについては、その抱える課題を早期に発見し、早期療育につなげるとともに、成長段階に応じた一貫した支援を行うことが重要です。

区では保健相談所において従来から、乳幼児健康診査の結果、心理面や日常生活習慣等の問題について継続的指導が必要と認められた子どもを対象に、心理経過観察を行っています。平成 22 年度からは、対象者を就学前までの子どもに拡充した心理発達相談として充実を図りました。なお、療育等の専門的対応が必要な場合は、心身障害者福祉センター等の専門機関や幼児教室につないで、連携しながら支援に当たっています。

また、保育所・幼稚園や学童クラブにおける障害児の受入れ、小中学校への特別支援学級の整備等を通じて、障害児へ適切な保育・教育環境を提供し、健やかな成長を促す取組を行ってきました。保育所・学童クラブでは、障害のある子どもの入所申込みが増加傾向にあります。併せて重度障害児および集団生活になじみにくい障害児等への対応など、現在の障害児保育では対応が難しい現状が生じています。

心身障害者福祉センターでは、専門医による専門性の高い相談を実施していますが、乳幼児の相談件数が多く、小学生、中学生および高校生の新規相談の受入が限られているため、専門医の増員による相談件数増に努めています。療育事業についても、対象者の増加等により、待機期間が生じています。

区では、これまでの取り組みから、障害児支援をさらに充実させるために、(仮称)こども発達支援センターを、光が丘地区の小中学校跡施設を活用し開設することとしました。

児童デイサービス事業所については、区内に 13 か所の民間事業所があり、事業所数は増加傾向にありますが、地域的な偏在もあり、利用希望者の要望に十分応えられていない状況があります。

また、障害者自立支援法、児童福祉法の改正により、平成 24 年 4 月から障害児サービス提供の枠組みが変わることから、これに対応した体制づくりが必要です。

障害者基礎調査の結果

【通園・通学に際し充実してほしいこと】

	身体障害者	知的障害者
①	施設・設備などを充実させてほしい	夏休みなど長期休みの際の実施を充実させてほしい
②	夏休みなど長期休みの際の実施を充実させてほしい	放課後の実施を充実させてほしい
③	先生・生徒の理解などが深まってほしい	先生・生徒の理解などが深まってほしい

【充実してほしい障害者施策】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	施設入所者
障害のある子どもたちの可能性を伸ばすような教育	24.7%	52.9%	21.9%	33.0%
障害の早期発見・早期療育に努めること	23.1%	37.1%	36.7%	24.5%

課題

保育所などの現場では、支援者が発達上の課題に気付いても、保護者に受容してもらうまでに時間がかかり、早期療育につながりにくい現状があります。

教育現場においても、通常の学級に通っている発達に心配のある子どもについては、学校内の教育相談や学校巡回相談等による支援体制の整備を進めていますが、一層の充実が必要です。

また、特別支援学校に通学する児童生徒が居住する地域とのつながり・交流をより一層進める必要があります。

保育所・学童クラブでは、障害のある子どもの利用希望者増、重度障害児等への対応が求められています。

また、児童デイサービス等の事業所の地域偏在からくる課題に取り組み、放課後や学校の長期休みへの対応を図る必要があります。

施策の方向

(1) 早期発見と早期療育

乳幼児健康診査などを通して、子どもの疾病や障害の早期発見、早期対応に努めます。発育や発達などが気になる子どもに対しては、心理相談、1歳6か月児健康診査フォロー教室などで経過観察を行います。さらに専門的な対応が必要な場合は、心身障害者福祉センター（(仮称) こども発達支援センター開設後は同センター）などの専門機関を紹介し、関係機関と連携して支援を行います。また、保護者に疾病や障害に関する情報提供や個別相談を行うほか、保護者同士の交流などの支援を行います。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
48	乳幼児健康診査【健康推進課・保健相談所】 乳幼児に対する健康診査を行い、健康の保持・増進および疾病・障害の発見と早期療育につなげていきます。また、未受診者への受診勧奨を行うとともに、状況把握に努めます。	4か月児健康診査 6,000件/年 1歳6か月児健康診査 5,500件/年 3歳児健康診査 5,500件/年	4か月児健康診査受診率 96%以上 1歳6か月児健康診査(歯科) 84%以上 3歳児健康診査(内科) 90%以上
49	乳幼児経過観察健康診査等【保健相談所】 乳幼児健康診査などの結果、経過観察が必要とされた乳幼児に対して、医師による診察や、保健師、管理栄養士、心理相談員による相談を行います。また、医療機関との連携を図りながら支援します。さらに、早期療育の必要な乳幼児を、(仮称)こども発達支援センターなどの専門機関の相談につなげます。	乳幼児経過観察健康診査 1,500件/年 心理発達相談 1,500件/年 1歳6か月児健康診査心理経過観察等 3,100件/年	継続
50	妊婦健康診査・妊婦訪問指導【健康推進課・保健相談所】 委託医療機関で、全ての妊婦に14回の健康診査を実施します。また、妊娠届や健康診査の結果から保健指導が必要な妊婦に対して健康状態、生活環境、疾病予防についての訪問指導を行います。	妊婦健康診査 1回目 6,000件/年 2回目以降 58,000件/年 妊婦訪問指導 130件/年	継続
51	こんにちは赤ちゃん事業（新生児等訪問指導事業・産婦訪問指導事業）【保健相談所】 生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、新生児および乳児の発育・栄養・疾病予防などの保健指導を行うとともに、子育て支援に関する情報提供を行います。	新生児等訪問指導実施率 87.0%/年 産婦訪問指導実施率 87.0%/年	新生児等訪問指導実施率 90%/年以上 産婦訪問指導実施率 90%/年以上

(2) 障害児保育と療育機関支援

保育所、学童クラブでは障害児の受入れ拡大に努めるとともに、専門家による巡回指導・相談の充実や職員研修等を通じて保育内容の充実を図ります。

また、地域で暮らす重い障害のある児童の放課後の居場所の提供については、整備に向けて取り組みます。

(仮称) こども発達支援センターを整備し、心身障害者福祉センターで実施している相談機能・療育機能の拡充を図るとともに関係機関の連携に取り組みます。成人期への移行に際しては、障害者地域生活支援センター等の関係機関と適切に連携を図ります。また、成人期の発達障害支援の課題についても検討を進めます。

障害児の療育や見守りの場の拡充を図るために、事業者に対する児童デイサービス等の創業支援を行います。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
6 再掲	(仮称) こども発達支援センターの整備【障害者サービス調整担当課】 心身障害者福祉センターで実施している発達に心配のある子どもを対象とした相談・療育等の事業を移管し、18歳未満まで対象を拡大するとともに、家族支援、地域支援、関係機関の連携に取り組みます。	事業計画策定 実施設計	開設 (平成24年度)
52	保育所における障害児保育【保育課】 原則として、集団での保育が可能な、中軽度な障害のある児童を、保育所で受入れます。また、保育所を卒園した後、小学校へ就学する際に切れ目のないよう適切な連携を図っていきます。 集団での保育が困難な重い障害のある児童の保育方法について検討を進めます。	区立 60園 178人 私立 15園 38人	継続
53	学童クラブにおける障害児保育【子育て支援課】 放課後等の保育に欠ける障害のある児童の受入れについては、現在各クラブ2名(委託クラブは各3名)、計203名の受入れ枠がありますが、需要の増大を踏まえ受入れ枠を拡大していきます。 また、地域で暮らす重い障害がある児童の放課後の居場所の整備に向けて取り組みます。	73クラブ 130人	継続
54	児童デイサービス事業【障害者サービス調整担当課】 障害児の療育や見守りの場の拡充を図るために、事業者に対する児童デイサービス事業等の創業支援を行います。	民間事業所数 13か所 400人/月	充実

(3) 特別支援教育の推進

区立幼稚園においては、引き続き障害児の受入れを全園で行ない、巡回相談制度の利用を積極的に進めます。また、私立幼稚園における心身障害児保育委託事業を拡充します。

学齢期においては、児童・生徒一人ひとりの障害の状態や特性などに応じた教育を行うとともに、地域バランスを考慮しながら特別支援学級を増設します。

また、(仮称)学校教育支援センターを整備し、学校巡回相談員、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員等の一元化を図り、教育相談の充実を目指します。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
55	特別支援教育の推進【学務課・教育指導課】 児童・生徒一人ひとりの障害の状態や特性などに応じた教育を行うとともに、地域バランスを考慮しながら特別支援学級を増設します。 また、学校巡回相談、交流および共同学習等の実施、特別支援教育についての理解啓発に取り組みます。	知的障害学級 21校 情緒障害等通級 指導学級 11校	知的障害学級 23校 情緒障害等通級 指導学級 12校 (延べ数)
56	幼稚園における障害児教育【学務課】 区立幼稚園では障害があると思われる幼児を各園受入れています。 私立幼稚園については、障害児を受入れている園に区が保育委託を行い、受入れ園の広がりを図っています。 さらに、発達障害児等特別な配慮を要する幼児が私立幼稚園に入園した場合、園がクラス担任以外の補助員を配置する経費の一部を助成します。 幼稚園を卒園した後、小学校へ就学する際に、切れ目のないよう適切な連携を図っていきます。	区立 5園 38人 私立 ・心身障害児 保育委託 17園 47人 ・学級補助員 配置助成 11園 24人	継続
57	特別支援教育に関わる教員の専門性の向上【教育指導課】 特別支援教育理解のための研修、特別支援教育コーディネーター養成のための研修、学校生活支援員の資質向上のための研修を充実させ、教員の専門性の向上を図ることにより、特別支援学級および通常学級における特別支援教育の一層の充実を図ります。	特別支援教育 研修会 3回/年 特別支援教育 コーディネーター 研修会 4回/年 学校生活支援員 研修会 2回/年	継続

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
58	副籍制度【学務課】 都立特別支援学校の小中学部に在籍している児童・生徒が、居住する地域とのつながりの維持・継続を図るため、地域の区立小中学校に副次的な籍(副籍)をもち、直接的・間接的な交流を行う副籍制度を実施します。	実施	継続
59	学校生活支援員事業【学務課・教育指導課】 障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援を行うため、特別支援学級に在籍する児童・生徒や、通常の学級に在籍する障害のある児童・生徒に対して、食事、排せつ、教室の移動補助等学校生活上の介助や、学習活動上の支援を行う学校生活支援員を設置します。	実施	継続
60	(仮称) 学校教育支援センターの整備・運営【総合教育センター】 総合教育センターを発展的に改組し、教職員の研究・研修事業や教育相談事業を拡充します。	施設設計	実施

(4) 障害児支援機関の連携

保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関の連携を強化し、情報共有や個別ケースの検討などを通して障害児支援の充実を図るため、「(仮称) 障害児支援ネットワーク会議」を設置します。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
61	(仮称) 障害児支援ネットワークの推進【障害者サービス調整担当課】 (仮称)障害児支援ネットワーク会議を設置し、保健・保育・福祉・教育等の関係機関の連携を強化および情報共有や個別ケースの検討などを通して障害児支援の充実を図ります。	事業計画策定	設置 (平成 24 年度)
62	障害児を持つ親の会などへの支援【障害者サービス調整担当課・保健相談所】 障害児を持つ親の会の交流活動などを支援します。	実施	継続

7 障害者就労を促進する

現 状

区内の就労移行支援事業所は、平成 19 年度の 2 か所から平成 23 年 4 月には 8 か所となり、これに伴って、就職者数は 15 名（19 年度）から 23 名（平成 22 年度）と増加しており、就労支援のための基盤整備が進んできています。

また、これまで区の就労支援の中核的な役割を担ってきた練馬区障害者就労促進協会（通称レインボーワーク）については、平成 22 年 11 月 1 日に一般財団法人に移行することでその機能強化を図りました。これにより、一層の社会的信頼を得ることで企業対応がしやすくなることに加え、人材育成など組織の強化、区内就労移行支援事業所などへの支援等に計画的に取り組んでいます。

レインボーワークの就労相談および就労支援の対象者である協会登録者数は増加しており、中でも精神障害者の方への支援件数が大きく伸びています。これは、雇用促進法改正により短時間の労働者も雇用率に算定されたことで、精神障害者雇用が進んだことや、知的障害者の就労支援が区内就労移行支援事業所において進んできたことによります。レインボーワークの支援による就職者数は、平成 19 年度は 51 名でしたが、平成 22 年度には 57 名と増加しています。

なお、平成 22 年度から「就労支援コーディネート会議」を試行的に開催し、関係機関との連携のもと、就労支援マネジメントを実施しています。

福祉的就労事業者である福祉作業所における工賃増額への取組は、国においては平成 19 年度より「工賃倍増 5 ヶ年計画」を掲げて推進しています。区では「ふれあいバザール」を区役所内で実施するなど、自主生産品等の販売機会を設けています。またレインボーワークでは、各事業所が実施する工賃増額のための新規事業や販路開拓の取組を支援しています。

平成 20 年秋からの経済状況の低迷の影響により、受注作業の減少や単価引き下げなどが見られましたが、新たに自主生産品の開発を進めるなど各事業所においても工賃の維持に取り組んでいます。

-
- * **就労支援コーディネート会議**…適切な就労支援につなげるため、就労希望者と就労支援機関等の関係者が同席し就労の意向や適性の把握、課題分析等を行ったうえで、必要な支援策の協議・調整を行う会議体。
 - * **就労支援マネジメント**…就労支援においても、本人の意向・適性の把握、課題分析等を行い、適切な支援につなげるマネジメントの手法を活用すること。

障害者基礎調査の結果

【今後の就労意向】（18～64歳）

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	施設入所者
働きたい	20.1%	10.0%	25.6%	29.8%
働きたいが働けないと思う	28.7%	22.7%	39.4%	29.6%
働きたくない	23.3%	3.6%	10.3%	33.0%

【働くために整っていることが大切だと思う環境】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	施設入所者
①	健康状態に合わせた働き方	事業主や職場の人の理解	健康状態に合わせた働き方	適した仕事があること
②	家の近くに職場がある	適した仕事があること	事業主や職場の人の理解	健康状態に合わせた働き方
③	事業主や職場の人の理解	就労や生活支援機関の充実	家の近くに職場がある	就労や生活支援機関の充実

課題

障害者雇用促進法改正などにより、障害者雇用は増加傾向にありますが、企業規模によって障害者雇用の進み方に差があり、全体として法定雇用率の達成には至っていない状況があります。障害者の求職は増加していますが、企業の求人数が十分でないなど、さらに障害者雇用への理解を進める必要があります。一方、発達障害者や高次脳機能障害者、重度身体障害者の就労支援については、支援技術の確立など就労支援の体制作りが課題となっています。こうした課題を含め、レインボーワークを中心として支援技術の向上を図るとともに、就労移行支援事業所、ハローワークなどの関係機関とのネットワークを強化し、就労支援体制を整備していくことが必要です。

また、障害者雇用を促進するためには、就労相談から就労支援に至る支援と同様に就労後の職場定着への支援も重要です。現在は、就労支援を行う就労移行支援事業者が、職場定着支援を継続して行っている状況にありますが、職場定着支援は生活面まで配慮した支援が求められるため、就労移行支援事業者にとって負担が大きくなっています。職場定着支援を安定して実施するために、レインボーワークなどの関係機関の連携による支援が求められています。

施策の方向

(1) 就労支援マネジメント機能の充実

就労を希望する方の意向や課題を把握し、就労や生活面その他のさまざまな支援に適切に結びつけることで、就職および働き続けることを促進する就労マネジメントの充実を図ります。このため、レインボーワークの機能強化を図るとともに、「就労支援コーディネート会議」を通じて、福祉、保健等の関係機関の連携のもと、より適切な支援を提供します。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
63	就労支援マネジメント機能の充実【障害者施策推進課・練馬区障害者就労促進協会】 就労を希望する障害のある方の意向・適性の把握や課題分析等により、適切な就労支援につなげる就労支援マネジメント機能の充実を図ることで、就労を促進します。	レインボーワークや福祉施設を利用して就職した人数 98人/年	113人/年
64	就労支援コーディネート会議の実施【障害者施策推進課・練馬区障害者就労促進協会】 レインボーワークが障害のある方の就労相談を受け、就労の意向・適性の把握、課題分析等を行ったうえで、適切な就労支援につなげるために、就労支援機関等の参加による就労支援コーディネート会議を実施します。その方の状況に応じて、就労移行支援事業等の就労訓練や障害者地域生活支援センターが行う生活支援などの必要なサービスについて情報提供や助言等を行います。	就労支援コーディネート会議の試行 7回/年	就労支援コーディネート会議の開催 14回/年
65	練馬区障害者就労促進協会の機能強化【障害者施策推進課】 区内在住の就労を希望する障害者に、希望や適性にあった就労支援を行うため、同協会への補助を継続します。	一般財団法人化 (平成22年度)	公益財団法人化による機能強化

(2) 就労支援ネットワークの推進

就労移行支援事業所、ハローワークなどの関係機関の参加による就労支援ネットワーク会議を開催し、情報の共有化と、就労および地域生活を円滑に進めるために必要な支援力の向上を図ります。事例検討等を通して、さまざまな障害特性に応じた就労支援や関係機関が特徴を活かし連携して就労支援を行う体制づくりを進めます。

また、区内企業の障害者雇用に対するニーズを把握し、短時間の雇用や在宅勤務など、希望がありかつ雇用を継続しやすい形態などを提案するなど障害者雇用が促進するよう働きかけを行います。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
66	就労支援ネットワークの推進【障害者施策推進課・練馬区障害者就労促進協会】 区内の企業や特別支援学校、就労移行支援事業所、ハローワークなどの関係機関の参加する就労支援ネットワーク会議の充実を図り、障害者就労の課題などを検討し、就労支援の質を高めます。	就労支援ネットワーク会議の開催 12回/年	継続
67	雇用支援セミナーの実施【障害者施策推進課・練馬区障害者就労促進協会】 障害者雇用の促進を図るため、区内企業等を対象とした雇用支援セミナーを開催します。	1回/年	充実

(3) 福祉的就労事業所の支援力の向上および職場定着支援の推進

福祉的就労事業所支援員等を対象とした就労支援セミナーの開催と、レインボーワークの就労支援員が、直接事業所に出向き通所者・支援員へ就労講座を行うことなどを通して、福祉的就労事業所の支援力の向上を図ります。

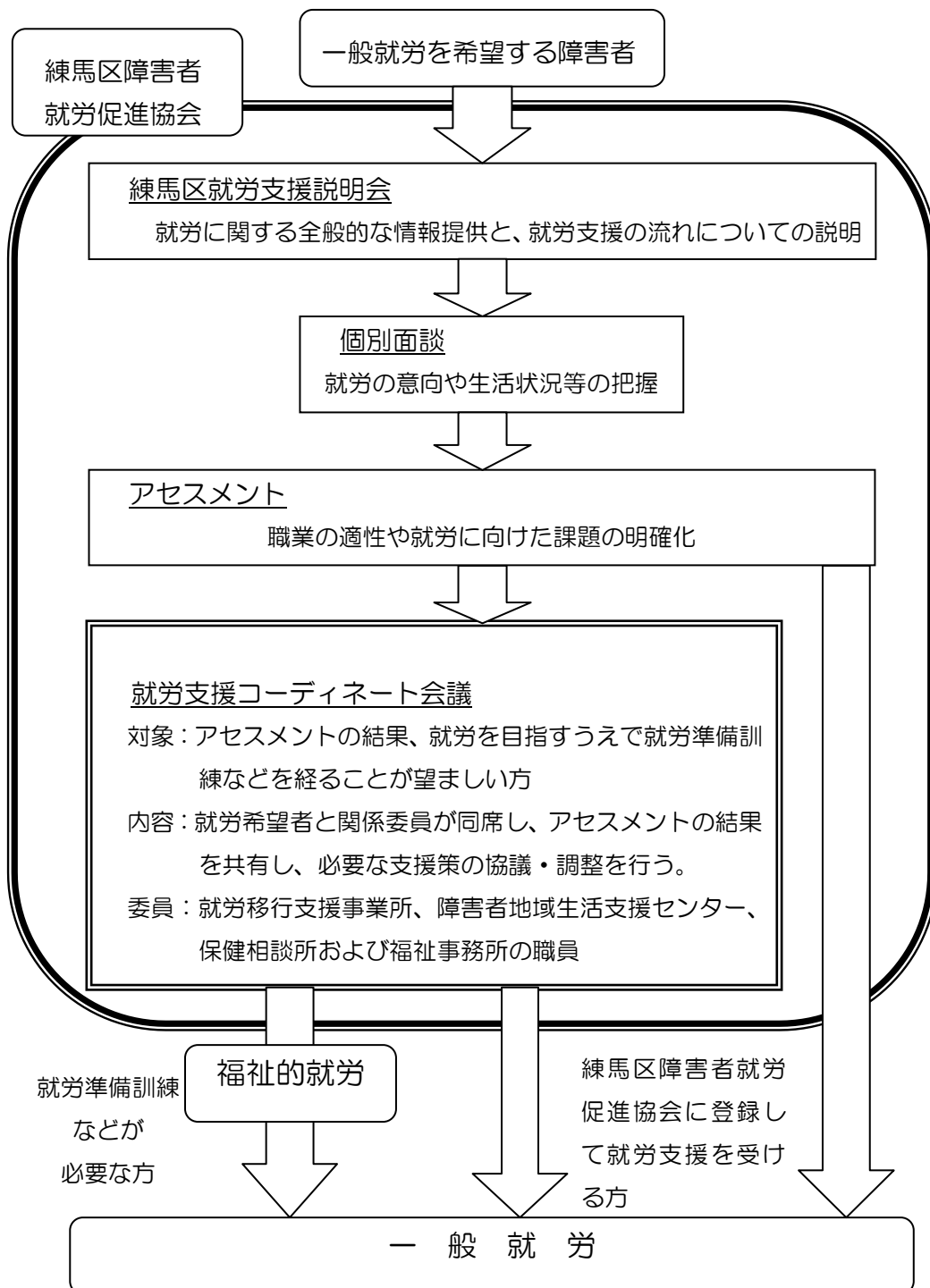
また、各事業の工賃増額のため、先駆的事例に学び情報交換等を行う場を設けるなど、自主生産品の開発や販路拡大に向けた取組を支援します。

就労後の職場定着支援では、レインボーワークが支援員を就職先の企業などに派遣し、職場環境の調整や必要に応じた関係機関の紹介などを通して、企業と障害者双方への支援を行います。また、就労後の障害者の生活の自立に向けた支援や余暇活動への支援の充実を図ります。あわせて、就労移行支援事業所が行う職場定着支援についても、レインボーワークが引き継ぐなどの対応を含め連携の強化を図ります。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
68	福祉的就労事業所の支援力の向上【障害者施策推進課・練馬区障害者就労促進協会】 就労移行支援事業所などの支援力が向上するよう就労支援セミナーなどを実施します。	就労支援 セミナーの実施 8回/年	充実
69	職場定着支援の推進【障害者施策推進課・練馬区障害者就労促進協会】 就労を継続するために、職場を訪問し相談や職場環境の調整などを行ないます。また、就労支援機関等の関係機関が連携して生活支援を実施します。	定着支援のための就労支援員 派遣回数 1,300回/年	1,890回/年
70	余暇支援事業の充実【障害者施策推進課・練馬区障害者就労促進協会】 レインボーワークおよび障害者地域生活支援センター、就労移行支援事業所が共同で余暇支援事業を実施します。その中で、職場の悩みなどの相談支援を行います。	実施	充実
71	工賃増額の取組【障害者施策推進課・練馬区障害者就労促進協会】 自主生産品の開発や販路の拡大など、工賃の増額に向けた取組を支援します。	自主生産品カタログの作成 区役所内に自主生産品販売所の設置	充実

* 福祉的就労…障害のある方の働き方には、障害者自立支援法の就労継続支援事業所などで支援を受けながら働く福祉的就労と、一般企業などで働く一般就労がある。

就労支援コーディネート会議の流れ



* アセスメント…適切な支援につなげるため、本人の意向・適性の把握、課題分析等を行うこと。

8 社会生活支援を推進する

現 状

区では、障害のある方が住みなれた地域で暮らし続けるために、共同生活援助事業（グループホーム）・共同生活介護事業（ケアホーム）などの生活基盤の整備を行なうとともに、さまざまな生活の相談に対応する体制づくりを行ってきました。また、障害のある方の社会参加を支援するため、コミュニケーション支援事業や移動支援事業を実施してきました。

こういった基盤整備を進めることで、入所施設や精神科病院からの地域生活移行を進めていくことができます。

また、心身障害者青年学級や区立温水プールでの障害者専用コースの実施、点字資料の貸し出し、障害者フェスティバルの実施などにより、障害のある方の生涯学習や文化的活動を支援し、社会参加を促進してきました。

一方で、障害のある方の社会参加が十分行われるためには、地域において障害への正しい理解が必要です。このため、各種講演会の実施や啓発活動に加え、障害者施設や団体等において地域住民と協働による事業に取り組むなど、日ごろからの交流を深め障害理解の促進に努めています。

障害者基礎調査の結果

【練馬区の居住意向】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	施設入所者
住み続けたい	76.1%	72.3%	66.2%	47.9%
そう思わない	1.3%	1.7%	5.5%	2.1%

【地域で障害に対する理解を得られているか】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
十分得られている	17.7%	10.9%	8.7%
時々得られていない	15.1%	20.3%	14.8%
あまり得られていない	11.0%	18.6%	17.0%
得られていない	4.9%	13.4%	19.9%

課 題

障害者基礎調査によると、多くの方が練馬区に住み続けたいという希望があることがわかりました。このため、サービスの提供体制の充実により安定した生活を支援することに加え、関係機関の連携のもので、住み慣れた地域でその人らしくいきいきと活動するための支援を充実することが必要です。

一方では、地域において障害に対する理解が十分には進んでいないと感じる方が多くみられます。また、地域生活移行や高齢化の課題への対応、「親亡き後」の暮らしへの安心を求める声も多く聞かれることから、広く区民に対し障害理解を進める啓発などの取組、地域における共感の輪を広げ、ともに尊重し支え合える地域づくりを進める必要があります。

施策の方向

(1) 地域で暮らし続けるための支援の充実

入所施設および精神科病院からの地域生活移行や、地域で暮らし続けるため、グループホームなどの生活基盤の整備を図るとともに、その利用支援のためのネットワークの充実を進めます。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
72	入所施設・精神科病院からの地域生活移行の促進【障害者施策推進課・総合福祉事務所・保健予防課・保健相談所】 総合福祉事務所、保健相談所、障害者地域生活支援センター等の関係機関が連携し、入所施設・精神科病院からの地域生活移行を促進します。	実施	充実
73	退院促進検討会【保健予防課】 退院促進事業に関する実施状況の把握や課題の検討を行う、退院促進検討会を開催します。	1回/年	継続
8 再掲	障害者地域自立支援協議会【障害者施策推進課】 相談支援事業をはじめとする地域の障害保健福祉関係機関等が連携し、情報の共有および協働を図るための方策を協議する場として設置しています。	自立支援協議会 開催 3回/年 専門部会開催 15回/年	充実

(2) 社会参加の促進

コミュニケーション支援事業、移動支援事業等のサービス提供を進め、障害者の社会参加を促進します。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
74	移動支援事業【障害者サービス調整担当課・総合福祉事務所・保健相談所】 屋外での移動に困難がある障害児(者)について、社会生活上必要不可欠な外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活および社会参加を促進します。	延 9,300 人/年 延 193,000 時間/年	充実
75	チェアキャブ運行事業【障害者施策推進課】 歩行困難で外出時に車イスを常時使用する障害者の社会参加を進めるために、チェアキャブ運行事業を実施します。	運行回数 900 回/年	継続
76	リフト付福祉タクシー【総合福祉事務所】 一般の交通手段を利用することが困難な車イス等を使用する障害者の社会参加の促進を図ります。	運行回数 13,500 回/年	継続
77	自動車燃料費助成事業【総合福祉事務所】 障害者が日常生活のために使用する自動車の燃料費の一部を助成することにより、生活の利便および生活圏の拡大を図ります。	1,450 人/年	継続
78	福祉タクシー券の交付【総合福祉事務所】 外出困難な障害者の社会生活の利便を図るため、タクシー会社やNPO団体と契約し、利用者は、福祉タクシー券によりタクシー利用料金を支払います。	5,300 人/年	継続
79	福祉有償運送支援事業【福祉部経営課】 高齢者や障害者などを対象とする移動サービスに従事する運転ボランティアの養成講習を実施します。	講習修了者 36 人/年	継続
80	手話通訳者等派遣事業【総合福祉事務所】 聴覚障害者の社会活動に手話通訳者・要約筆記者を派遣してコミュニケーションの円滑化を図ります。	手話通訳者派遣 2,400 回/年 要約筆記者派遣 330 回/年	継続
81	外出困難等図書館利用困難者への資料郵送サービス【光が丘図書館】 図書館に来館することが困難な方に対し、区立図書館の所蔵資料を郵送で貸出します。	利用登録者 70 人	充実
82	録音資料、点字資料などの貸出【光が丘図書館】 録音資料(本や雑誌の音訳テープ・デイジーなど)や点字資料などを郵送で貸出します。	10,650 件/年	継続

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
83	視覚障害者への対面朗読【光が丘図書館】 録音されていない資料について、図書館の対面朗読室を使いボランティアが対面で朗読を行います。	対面朗読の 実施時間 1,200 時間/年	継続
84	点字教室【障害者サービス調整担当課】 点字ボランティア希望者または視覚障害者を対象に、初歩的な点字の「読み」「書き」を学びます。	受講者数 14 人/年	継続
85	障害者パソコン教室【障害者サービス調整担当課】 一般のパソコン教室では受講が困難な心身障害者の方を対象として、初歩的なパソコンの操作講習会を行います。	受講者数 19 人/年	継続

(3) 地域での福祉を担う人材育成

地域生活をさまざまな面で支えていく人材育成に取り組み、社会参加の促進や地域での自立した生活を支援します。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
86	手話講習会事業【障害者サービス調整担当課】 手話ボランティアおよび手話通訳者の養成を行うとともに、中途失聴者・難聴者の手話の習得を図る講習会を開催しています。	修了者数 ・ボランティア 170 人/年 ・中途失聴者 難聴者 15 人/年	充実
87	障害者IT支援者養成講座【障害者サービス調整担当課】 障害のある方のITを活用した社会参加を促進するため、IT活用を希望する障害者に対する支援者を養成する講座を実施しています。	修了者数 21 人/年	継続
88	ボランティア養成講座【光が丘図書館】 視覚障害者用の録音資料を作成する、音訳者や校正者および対面朗読ボランティアを養成します。	15 回/年	継続
89	地域福祉パワーアップカレッジねりまの充実【福祉部経営課】 地域福祉を担う人材の育成と、育成した人材を活かす仕組みづくりをめざし、インターンシップ制の充実や地域福祉団体との交流機会の充実を図ります。	3 期卒業生 24 人 5 期入学生 28 人	卒業生、在学生の地域活動の促進（7割程度）

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
90	地域福祉入門セミナー【福祉部経営課】 地域福祉に関心のある人を対象に、活動に参加するきっかけづくりの場として、地域福祉入門セミナーを実施します。 地域の活動団体の紹介や活動体験などを通して、地域活動団体の担い手を増やし、地域福祉従事者のすそ野を広げます。	3回/年	継続
91	NPO活動支援センター【地域振興課】 センターを組織する運営団体がそれぞれの活動分野を活かし、ネットワークを構築してNPOに対する総合的な支援事業を実施します。	相談事業、講座 イベント等の実施	継続

(4) 啓発事業の実施

障害のある方が地域の一員として生活し、また、権利擁護や虐待防止の観点から、広く区民の理解のもと、ともに尊重し支えあえる地域をつくるために、啓発活動を行います。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
92	障害者福祉大会【障害者施策推進課】 地域社会で活躍している障害者および障害者福祉の向上に功績のあった方を表彰することで、障害者の自立と福祉の向上を図ります。	1回/年	継続
93	障害者フェスティバル【障害者施策推進課】 障害者・障害児による作品の展示や、合唱・合奏の舞台発表等、各種の催しを行います。	1回/年	継続
94	ふれあいバザール【障害者施策推進課】 障害のある方が作った自主生産品の販売や施設・団体の紹介などを通じて、障害者理解を進めます。	2回/年	継続
95	障害者対象講座【文化・生涯学習課・青少年課】 障害のある子どもの子育てについて学ぶ機会や、障害のある子ども自身の居場所を提供します。	各種講座 32講座/年	充実
96	精神障害者を抱える家族への支援【保健相談所】 家族同士の交流・情報交換を行い、当事者の病気や障害を学びあう「家族のつどい」を開催します。	開催 63回/年 参加者 397人/年	継続

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
97	福祉連携緑化事業【みどり推進課】 区内の公園や施設まわりの植栽に草花を増やし、その維持管理を福祉施設利用者を中心に地域のボランティア等が支えながら行います。	事業実施か所数 16 施設	19 施設
15 再掲	障害者虐待防止センター機能の整備【障害者施策推進課・総合福祉事務所・保健予防課・保健相談所】 障害者虐待の通報等を受け、養護者(家族・保護者等)からの虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護のため、障害者および養護者に対して、相談、指導および助言を行います。	検討	障害者虐待防止センター機能の整備 (24年度)
16 再掲	障害者虐待防止ネットワーク【障害者施策推進課・総合福祉事務所・保健予防課・保健相談所】 関係機関の協力体制を整備し、障害者地域自立支援協議会の機能を活用しながら、障害者虐待防止のネットワークを強化します。	検討	実施

(5) 文化・スポーツ・交流活動

障害のある方がいきがいをもって、地域で充実した生活を送るための社会参加・地域交流につながる学習活動を支援します。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
98	障害者青年学級【青少年課】 青少年館に障害程度に応じた学級をもうけ、生活学習、趣味、スポーツ活動を通じた学級生相互の仲間づくりをめざします。	学級数 4 参加者 210 人	継続
99	障害者のスポーツ活動の推進【障害者施策推進課・スポーツ振興課】 温水プールでの障害者専用コースを運営するとともに、障害者を対象としたスポーツ教室、スポーツ大会や運動会等のイベント等を開催し、障害者のためのスポーツの普及および振興を図ります。	温水プール 障害者専用 コース 6 館 障害者通所施設 合同運動会 1回/年	継続
100	心身障害者福祉集会所【障害者施策推進課】 障害者(児)とその家族および障害者団体等に、活動の場を提供します。	実施	継続

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
101	障害福祉施設での地域交流の充実【障害者施策推進課】 障害のある方が利用する施設などにおいて、地域で開催される行事などへの参加、近隣の清掃活動や自主生産品の販売などを通して、積極的に地域との交流を図ります。	実施	充実
102	練馬区障害者団体連合会への支援の充実【障害者施策推進課】 区内障害者団体が加盟する練馬区障害者団体連合会の行う、研修会・講演会開催等を支援し、地域との交流活動の促進を図ります。	実施	充実

9 安全な暮らしを支える

現 状

区では、平成 19 年度より「災害時要援護者名簿」を作成し、災害弱者の把握・安否確認の仕組みの構築など、災害弱者対策に取り組んでいます。また、災害時に状況に応じて「区立小中学校などの避難拠点で避難生活を送ることが困難な災害時要援護者を受け入れる福祉避難所を設置する。」ことを、練馬区地域防災計画に位置づけています。

一方、障害者も参加した避難拠点訓練等が各地で実施され、地域で助け合う体制づくりが進められています。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災発生に際して、区では直ちに災害対策本部を設置し、情報収集に当たるとともに、区の施設の利用者の安全確保や帰宅困難者等の対策として避難所を開設するなど、初期対応を行いました。また、可能な限り民生・児童委員、総合福祉事務所や介護・障害福祉サービス事業者などが災害時要援護者に対する安否確認、状況調査等を行っています。

練馬区においては、大きな被害はありませんでしたが、未曾有の大災害に原子力発電所の事故が重なり、交通機関の乱れや電力不足などが生じたことが、障害のある方の生活にも大きく影響しました。このため、移動支援車両の運行に要する燃料確保や人工呼吸器等の在宅医療機器使用者への注意喚起等の対応を行いました。

区では、練馬区地域防災計画を踏まえ、災害対策を進めてきましたが、今回の震災では、初動対応、災害時要援護者対策、避難拠点のあり方、帰宅困難者対策、情報対策等、従来の枠組みでは対応できない様々な課題が顕在化しました。このため、区の災害対策の再構築に向け、練馬区地域防災計画の修正等を進めています。

障害者基礎調査の結果

【災害に備えて必要と思う対策】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
①	避難しやすい避難所を整備する。	地域で助け合える体制を整備する。	避難しやすい避難所を整備する。
②	避難時の障害者用設備(トイレ、ベッド等)を配置する。	避難しやすい避難所を整備する。	日頃から避難方法のアドバイスや情報提供を行う。
③	地域で助け合える体制を整備する。	避難時の介助人などを確保する。	地域で助け合える体制を整備する。

課題

大きな災害が発生した際には、障害のある方や家族のみで、あるいは障害福祉サービス事業者等の支援者のみで避難や避難生活に対処していくことは難しい状況となることが想定されます。障害のある方やその家族、支援者等が孤立することなく、地域で助け合える体制を整備することが必要です。このため、障害のある方やその家族、支援者等も、地域の防災関係者等と顔の見える関係づくりを進め、地域防災に積極的に関わることが重要です。

また、避難拠点での避難生活が困難な災害時要援護者の受入れを行う福祉避難所については、日頃からの災害用品の備蓄、受入れ訓練の実施、災害時の支援者の確保等の検討を行う必要があります。

障害のある方に対する情報提供については、障害特性に応じた方法が必要となってきたおり、提供方法が課題となっています。

また、東日本大震災により、不安を感じている障害者やその関係者に対し、区の防災対策を平常時から正確にご理解いただく必要があります。

施策の方向

(1) 地域で助け合える体制整備

平常時から地域の支援者と災害時要援護者との顔の見える関係を構築し、災害時には安否確認や救出活動、避難誘導などを円滑・安全に実施できるよう、防災マップの作成、防災みまもりカードなどの作成を促進します。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
103	災害時要援護者名簿の作成【福祉部経営課】 障害者、高齢者など災害時に自ら避難することが困難な方の情報を、「災害時要援護者名簿」として整備し、関係機関で情報を共有します。	登録者数 30,000人	継続
104	災害時安否確認ネットワークの構築【防災課・福祉部経営課】 災害時には区組織、区民、事業者、民間団体等の災害時要援護者支援の担い手の力を結集し、それぞれが役割分担して安否確認を行うシステムの構築を図ります。	検討	実施

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
105	<p>防災マップ等の作成・災害時要援護者名簿の活用の促進【防災課】</p> <p>平常時から地域の支援者と災害時要援護者との顔の見える関係づくりを進め、災害時に安否確認や救出活動、避難誘導などを円滑・安全に実施できるよう、防災マップの作成、防災みまもりカードなどの作成を促進します。また、名簿の提供を受けていない区民防災組織に対するさらなる働きかけを行います。</p>	<p>災害時要援護者名簿を活用した組織数</p> <p>26 組織</p>	<p>50 組織 (延べ数)</p>
106	<p>福祉サービス事業者との災害時の連携【障害者施策推進課・障害者サービス調整担当課】</p> <p>災害時に要援護者に対し、居宅・避難所・仮設住宅などにおいて、福祉サービスに関する情報を提供しながら、サービス提供事業者と連携して在宅福祉サービスの継続的な提供に努めるとともに、福祉施設などの早期再開を支援し、災害時要援護者に対する福祉サービスの継続的な提供に努めます。</p>	<p>検討 研修実施</p>	<p>継続</p>
107	<p>家具転倒防止器具取付費助成事業【総合福祉事務所】</p> <p>災害時における障害者等の安全を確保するため、障害者等のいる世帯に対する家具転倒防止器具取付費助成事業の周知と利用拡大を図ります。</p>	<p>助成世帯数</p> <p>119 世帯/年</p>	<p>継続</p>

(2) 福祉避難所等の整備

災害用品の備蓄、受入れ訓練の実施、災害時の支援者の確保等を検討するとともに、地域防災計画見直しの中で情報連絡体制や開設手続きの改善に努めていきます。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
108	福祉避難所の整備【福祉部経営課・高齢社会対策課・障害者施策推進課・障害者サービス調整担当課】 地域防災計画に基づき、災害時に区立小中学校などの避難拠点で避難生活を送ることが困難な要援護者を受入れる福祉避難所の整備を行います。	40か所	継続
109	練馬区災害ボランティアセンター設置および運営【福祉部経営課・練馬区社会福祉協議会】 災害時に、区は練馬区災害ボランティアセンターを設置し、練馬区社会福祉協議会に運営を要請します。練馬区社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターにコーディネーターを配置し、ボランティアを必要とする被災区民のニーズの把握および、ボランティアの受けと、コーディネートを行います。	1か所 (練馬文化センターを指定)	継続

(3) 障害者に対する情報提供

情報連絡体制の整備を進める中で、障害のある方を含め、区民に対する多様な情報提供方法について検討します。

また、避難拠点訓練等を活用し、障害のある方への適切な情報伝達のあり方を検討します。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
110	情報連絡体制の整備【防災課】 無線やメール等さまざまな通信手段を活用した情報連絡体制の充実を図ります。その中で、障害の特性等に応じた情報提供方法について検討します。	検討	実施
111	避難拠点訓練を通しての情報伝達のあり方の検討【防災課】 避難拠点等において関係機関と協働し、要援護者を想定した防災訓練を実施します。あわせて、訓練を通して障害のある方への適切な情報伝達のあり方を検討します。	検討	充実

10 福祉のまちづくりを推進する

現 状

区では、平成 18 年 3 月に「ずっと住みたいやさしいまち <安心・らくらく・便利>」を計画目標とした「練馬区福祉のまちづくり総合計画」を策定し、障害者や高齢者などだれもが安心して生活できる社会の実現に向け、取り組んできました。

福祉のまちづくり 200 人モニターからの情報提供に基づいた、歩道・交差点の整備・改良、区民参加のワークショップでの意見を反映した豊玉公園の設計、江古田駅・石神井公園駅の改修工事に合わせたバリアフリー化の実施、区内の駅構内への触知案内図や音響案内装置等の設置を行いました。

あわせて、放置自転車対策、施設のバリアフリー化、建物運用マニュアル作成などに取り組み「ともに住む空間作り」を進めてきました。

また、公式ホームページの改善などによる情報のバリアフリー化への取組、障害者団体などによる「バリア体験」教室の開催、「小学生ユニバーサルデザイン体験教室」の実施など、福祉のまちづくりを推進する区民協議会の活動を通じて、障害理解を図り、「ともに理解を深める“気づき“のネットワークづくり」を進めてきました。

だれもが暮らしやすいまちにするためには、多様な区民が出会い、多様な暮らし方や考えに気づき、相互理解を進め、行動していくことが必要です。

さらに、「福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業」を通して、区民と区の協働による福祉のまちづくり活動の推進を図っています。

平成 22 年 3 月に、福祉のまちづくりのより一層の推進を図るため、「練馬区福祉のまちづくり推進条例」を制定し、平成 23 年 3 月には、これまでの取組を継続、発展させるため「福祉のまちづくり総合計画（平成 23 年度～27 年度）」を策定しました。

障害者基礎調査の結果

【区に充実して欲しい施策】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	施設入所者
福祉のまちづくりの推進	43.7%	53.1%	37.3%	31.9%

【外出の際に困っていること】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
①	歩道が狭く、道路の段差が多い	まわりの人と話すのがむずかしい	他人の視線が気になる
②	建物などに階段が多く、利用しにくい	まわりの人目が気になる	他人との会話が難しい
③	放置自転車等障害物が多く、歩きにくい	電車やバスなどが利用しづらい	付き添ってくれる人がいない

課題

障害者基礎調査の結果からも、区内の道路は安全で円滑な通行に、まだ十分対応できていない状況があります。今後も主要な道路については、国や都と連携しながらバリアフリーに配慮しつつ、着実な整備に取り組んでいく必要があります。

また、公共施設等のバリアフリー化や放置自転車対策などの課題に引き続き取り組む必要があります。

さらに、多くの区民が身近な場面において「福祉のまちづくり」を考え、行動を変えていくきっかけとなる「気づき」の場づくりを進めることが必要です。

施策の方向

(1) とともに住む空間づくり

引き続き、利用しやすい、利用したくなる道路・歩道や公園づくりを進めるとともに、だれもが使いやすい建物や施設づくりに取り組むことで、まち全体のバリアフリー化を進めていきます。

また、駅のバリアフリー化実施後も引き続き構内の移動の円滑化や、駅前広場、商店街なども含めた、広い意味での駅周辺のまちづくりに取り組んでいきます。

さらに、自転車と歩行者・車いす利用者との共存を図る取組を行います。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
112	快適なみちづくり事業【土木部計画課】 歩道や交差点の整備を利用者の視点で検討・整備し、あらゆる利用者にとって歩きやすい道を確認します。	歩行者横断部 改良 20か所	歩行者横断部 改良 80か所 (延べ数)
113	福祉のまちづくり推進地区の検討と推進事業【まちづくり推進調整課・東部地域まちづくり課・西部地域まちづくり課・大江戸線延伸推進課】 地域単位でユニバーサルデザインの取組を推進し、各施設の連続性を確保し、面的な整備を推進します。	1地区完了	1地区検討
44 再掲	練馬区福祉のまちづくり整備助成事業【建築課】 既存の民間建築物(診療所、店舗、共同住宅等)のバリアフリー化を促進するために、改修の際に必要な費用の一部を助成します。	15件/年	充実
114	既存の公共施設の改修時におけるユニバーサルデザインの推進【施設管理課・建築課・福祉部経営課】 福祉のまちづくり総合計画に基づき、既存の公共施設の改修時に設計段階で利用者等の意見を聞き、反映させることにより、建物のユニバーサルデザインの一層の推進を図ります。	改修済施設の 検証 1件	改修 5件 (平成27年度・ 延べ数)
115	商店街における自転車駐車場の整備推進事業【商工観光課・交通安全課】 通勤・通学等の長時間利用者に加えて、買い物客等の短時間利用者も利用しやすい自転車駐車場を整備することにより、放置自転車の減少をめざします。	整備地区数 2地区	整備地区数 8地区 (延べ数)

(2) とともに理解を深める“気づき”のネットワークづくり

障害のある方や、高齢者、子育て中の方などを含めだれもがとどえる場を設け、出会いや交流の機会を増やしていきます。このことで、困っている方に対する理解や配慮、地域の見守りの輪が広がることが期待されます。

また、道路、公園、建物のハード面の整備だけではなく、案内表示や情報提供、施設の適切な管理、清掃・美化等の運用のマネジメントを重視し、道路、公園、建物の望ましい状態を実現していきます。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
116	福祉のまちづくりサポーター育成事業【福祉部経営課】 さまざまな立場の人々や福祉のまちづくりに関心のある区民、専門家等を福祉のまちづくりサポーターとして登録し、練馬区の福祉のまちづくりに係るネットワークを広げます。	サポーター登録数 86人 (平成23年12月1日現在)	サポーター登録数 400人
117	福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業【福祉部経営課】 福祉のまちづくり総合計画の基本方針等の実現のために、区民自ら主体となって発意し、行政をパートナーとして実施する活動企画を募集し、事業費の一部を助成します。	助成対象団体 延 88 団体	延 137 団体
118	練馬区福祉のまちづくりの担い手育成・研修事業【人材育成課・福祉部経営課・建築課】 多様な区民(高齢者、障害者、子育て中の方など)との交流や体験学習などを通じ、練馬区の福祉のまちづくりを担う職員を育成します。	検討	150名 (累計)
119	情報提供のユニバーサルデザインガイドライン作成・普及事業【広聴広報課】 区の広報紙、チラシ、ホームページ等による情報提供をだれもがわかりやすく、受け取りやすくするため、情報提供の手段、表現・表示方法、色彩などに関わるガイドラインを作成します。	調査・検討	ガイドラインの作成・普及
120	福祉情報地図作成【福祉部経営課】 ボランティアによる外出に役立つ福祉情報地図を作成し配布します。	13 地区	20 地区 (平成27年度・延べ数)

1.1 障害者医療を推進する

現 状

区では、障害のある方が健康で安心した暮らしを送れるよう、自立支援医療の適切な実施や、「心身障害者医療費助成」などの各種医療費助成により、医療費の負担軽減を図ってきました。

自立支援医療では、精神通院医療と更生医療の実績が増加傾向にあります。このうち、精神通院医療については、うつ病など精神疾患についての理解が広がり、精神科クリニックなどを受診する機会が増加したことが要因としてあげられます。

また、難病患者に対しても「難病医療費等助成制度」などの助成制度を実施しており、平成 21 年度は難病医療費助成対象疾患に 7 疾患が追加され、その拡充が図られています。

これらの医療制度利用については、障害者手帳の申請時や福祉サービス利用相談などの機会をとらえて、情報提供・相談を行っています。

一般の歯科診療所では十分な治療が困難な障害者、高齢者に対して、平成 7 年度から練馬つつじ歯科診療所（区役所東庁舎）において歯科診療を行ってきました。平成 18 年度からは、摂食・えん下リハビリテーション外来および訪問診療事業を実施しています。さらに、患者数の増加に伴い診察時間の延長、日数増を行い、対応を図っています。

障害者基礎調査の結果

【過去 1 年間の健康診断受診状況】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
受けた	70.7%	83.7%	57.6%
受けていない	24.0%	15.1%	38.3%

※ 受けていない方の内、身体 62.5%、知的 26.4%、精神 37.8%の方が「現在通院中」をその理由としてあげている。

【健康管理・医療について困ったことや不便なこと】

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
①	医療費の負担が大きい	症状が正確に伝わらない	医療費の負担が大きい
②	専門的な医療機関がない	専門的な医療機関がない	近所に診てくれる医師がいない
③	建物が障害に配慮した構造でない	受診手続など配慮が不十分	医療機関とのコミュニケーションが取れない

課題

障害者基礎調査によると、健康管理・医療について困ったことや不便なことへの回答に、「医療費の負担が大きいこと」の他に「専門的な医療機関がない」「障害で症状が正確に伝わらない」という回答が見られ、十分な受診ができていない状況が見られます。

障害の有無にかかわらず、だれもが適切な医療を受けることができる体制づくりが必要です。

施策の方向

(1) 障害者医療制度の普及

障害のある方および家族への療養支援を図るため、相談体制の強化と必要な保健・医療・福祉サービスを受けられるよう、連携していきます。

また、引き続き自立支援医療やその他の障害者医療制度の普及、適切な運用に努めます。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
121	精神通院医療【保健予防課・保健相談所】 精神疾患を理由として通院している方に対して、医療費助成の申請受付を行います。	9,000人/年	継続
122	更生医療【総合福祉事務所】 18歳以上の身体障害者に対する人工透析や心臓のペースメーカー埋め込み等、障害の程度を軽減、除去するための医療給付の申請受付を行います。	480人/年	継続
123	育成医療【保健予防課】 身体に障害のある児童で、肢体不自由、視覚、聴覚等に障害があり、治療効果が期待できる方や心臓疾患、腎臓疾患等の手術を必要とする方に対する医療給付を行います。	70人/年	継続
124	心身障害者医療費助成【総合福祉事務所】 重度の心身障害者に対して、医療保険の自己負担分の一部を助成します。	5,470人/年	継続
125	小児慢性疾患の医療費助成【保健予防課・保健相談所】 慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患等の慢性疾患で、長期の療養を必要とする児童等に対する医療費助成の申請受付を行います。	480件/年	継続

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
126	入院資金の貸付制度【総合福祉事務所】 心身障害者が医療機関に入院し、療養に要する費用(差額ベッド代、医療費等)の支払が困難な場合の入院資金を貸し付けます。	10件/年	継続
127	難病医療費等助成制度等【保健予防課・保健相談所】 難病患者の療養生活を支援するために、医療費助成制度の申請受付、訪問指導および医療相談等を実施します。	医療費助成 5,000人/年 相談 800件/年 訪問指導 (保健師等) 延 200人/年	継続
128	在宅重症心身障害児(者)訪問看護指導事業【保健相談所】 在宅重症心身障害児(者)に対する都の訪問看護事業に対して、保健相談所で受付事務を行うとともに、保健師による在宅療養支援を継続します。	訪問対象者数 65人/年	継続

(2) 医療機能連携の推進

区民に身近な「かかりつけ医」を中心として、診療所と病院とがそれぞれの機能分担と連携を図り、区民に適切な医療が提供されるよう、医療機能連携を促進します。

障害のある方の「かかりつけ歯科医」の定着促進と歯科医療連携の推進を引き続き図っていくとともに、障害者等の口腔ケアや摂食・えん下にかかわる取組を検討していきます。

また、障害のある方が地域の診療所などを受診しやすいよう、障害理解への取組を行っていきます。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
129	地域医療推進事業補助【地域医療課】 練馬区医師会の実施する医療連携センター運営事業、医療機能連携推進委員会事業など、地域医療推進のための事業に助成します。	実施	継続
130	心身障害者(児)および在宅要介護高齢者歯科診療事業【地域医療課】 一般の歯科診療では十分な治療が困難な心身障害者等に対する歯科診療を、練馬つつじ歯科休日急患診療所において実施しています。	歯科診療受診者数 3,000人/年	継続

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
131	摂食・えん下リハビリテーション外来および訪問歯科診療事業【地域医療課】 摂食・えん下機能に障害のある心身障害者や在宅要介護高齢者に対して、練馬つつじ歯科休日急患診療所もしくは患者宅において摂食・えん下リハビリテーション診療を実施します。	摂食・えん下 診療受診者数 250人/年	継続

(3) 精神障害者への訪問支援

未治療や治療の中断などにより、安定した地域生活が困難となっている精神障害者に対し、東京都との連携を図りつつ、精神科医師などによる訪問支援を行います。

No	事業名・担当課名・事業概要	現状(23年度)	目標(26年度)
132	アウトリーチによる支援【保健予防課・保健相談所】 未治療、治療中断、ひきこもり、退院後の病状不安定などの問題を抱える精神障害者に対し、精神科医師などが訪問支援を行い、入院・再入院の防止や地域生活の安定化を図ります。	対象者数 12人/年 支援回数 12回/年	継続

※アウトリーチ…対象者が来るのを待つのではなく、支援者の方から出向いて働きかけや支援を行うこと。

Ⅲ 第三期障害福祉計画

1 第三期障害福祉計画の策定にあたって

第三期障害福祉計画は、第二期障害福祉計画（平成 21 年度～平成 23 年度）の進捗状況等を踏まえ、障害者等の自立支援の観点から、施設入所等からの地域生活への移行や、就労支援などの課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現することを目指します。

そのために、平成 26 年度までの地域生活移行・就労支援については数値目標を、障害福祉サービス・地域生活支援事業については、供給見込み量を国の計画策定の基本指針に基づいて設定します。

2 平成 26 年度における数値目標

障害者自立支援法の趣旨や国の計画策定の基本指針等に基づき、平成 26 年度を目標年度として施設入所者の地域生活への移行、福祉施設から一般就労への移行の 2 項目について数値目標を設定します。

（1）入所施設から地域生活への移行

練馬区では、第二期障害福祉計画において、平成 17 年 10 月 1 日から平成 23 年度末までに累計で 43 人（平成 17 年 10 月 1 日の入所者数の 1 割）の地域生活移行目標数を設定しました。平成 22 年度末時点で累計 56 人が地域移行しています。第三期障害福祉計画策定に対する国の指針では、平成 26 年度末までに累計で平成 17 年 10 月 1 日の入所者数の 3 割以上が地域生活へ移行することとしています。これを踏まえ、第三期障害福祉計画では、さらに 73 人が地域移行することにより、平成 26 年度末までに、累計 129 人（平成 17 年 10 月 1 日の入所者数の 3 割）の地域生活移行を目標とします。

平成 17 年 10 月 1 日の入所者数	430 人
【第二期計画目標値】平成 23 年度末の地域生活移行者数 （平成 17 年 10 月 1 日の入所者数の 1 割が地域移行）	43 人
【実績値】平成 22 年度末までの地域生活移行者数	56 人
【第三期計画目標値】平成 26 年度末の地域生活移行者数 （平成 17 年 10 月 1 日の入所者数の 3 割が地域移行）	129 人

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

この数値目標について、練馬区では、第二期障害福祉計画において、就労支援の総合的な充実を目指し、福祉施設からの一般就労移行者数に、練馬区障害者就労促進協会（通称レインボーワーク）の就労支援を受けて一般就労した人数を加え、数値目標として掲げていました。

現在も練馬区長期計画や練馬区障害者計画において、この数値目標を設定し、障害者の総合的な就労支援の充実を図っているところです。そこで、第三期障害福祉計画においては、国の指針である福祉施設からの一般就労への移行者が単年度ベースで平成 17 年度実績の 4 倍以上とするという目標を踏まえ、新たな数値目標を設定しました。この数値目標は、単年度における福祉施設から一般就労への移行者数を平成 17 年度実績の 11 人から、平成 26 年度はその 4 倍の 44 人とするものです。

平成 17 年度の一般就労移行者数	11 人
【実績値】平成 22 年度末の一般就労への移行者数	34 人
【第三期計画目標値】平成 26 年度末の一般就労への移行者数 (平成 17 年度の就労移行実績の 4 倍)	44 人

(3) 精神障害者の地域生活移行について

精神障害者の地域生活移行については、都道府県において目標を設定するとともに、入院中の精神障害者の地域生活移行に必要な障害福祉サービス等の利用者数を推計します。区市町村においては、推計値を反映し障害福祉サービス等の見込み量の算定を行うこととなりました。

これに基づき、第三期障害福祉計画では地域生活移行者数の目標値の記載はしませんが、推計値等を反映し障害福祉サービス等の供給見込み量を算定しました。

3 障害福祉サービスの供給見込み量および算定の考え方

障害福祉サービスは、障害者自立支援法第5条に基づき、自立支援給付対象となる事業です。見込み量の算定については、入所施設から地域生活への移行目標、福祉施設から一般就労への移行目標、精神障害者の地域生活移行の推計値、平成23年度までのサービス提供実績、事業者からのヒアリング、練馬区長期計画・練馬区障害者計画の計画事業等を勘案しました。

別表1において、それぞれのサービスについて平成26年度までの各年度における見込み量を設定しました。また、別表2においてサービス内容を記載しました。

○ 第二期障害福祉計画からの変更点

障害者自立支援法改正を受け、第三期障害福祉計画における障害福祉サービスの見込み量を、次の3点について変更しました。

(1) 同行援護について

同行援護とは視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において当該障害者等に同行し、移動に必要な情報提供を行い移動の援護等を行う事業です。見込み量算定にあたっては、現在の地域生活支援事業における移動支援事業のうち、視覚障害者に対して支給しているサービス量を踏まえ算定しました。

(2) 児童福祉法に規定されるサービスについて

児童デイサービス事業が児童福祉法に規定する児童発達支援事業となったため、障害福祉計画においては、サービスの供給見込み量を算定しないこととしました。ただし、障害児支援の方針等については、障害者計画にて策定することとしました。

(3) 相談支援事業について

① 計画相談支援

平成26年度までに、障害福祉サービス等を利用する全ての障害者等を対象とし、支給決定前に、サービス等利用計画(案)を作成することになりました。これを受け、平成24年度より、段階的に対象者数を拡大します。見込み量については、平成24年度は新規利用者数等を、平成25年度、平成26年度については、全障害福祉サービス対象者に対し実施される見込みのサービス利用支援および継続サービス利用支援の数を勘案し算定しました。

② 地域移行支援

福祉施設の入所者が地域生活移行の際、その準備として外出への同行支援や

入居支援等を行います。見込み量については、これまでの、地域生活移行者数や東京都の推計値等を勘案し算定しました。

③ 地域定着支援

地域における単身や家庭の状況等により同居している家族による支援が受けられない障害者に対し、常時の連絡体制の確保等を行います。見込み量については、これまでの、福祉施設入所からの地域移行者のうち、移行先が単身生活となった方の数等を勘案し算定しました。

【別表1】（障害福祉サービスの供給見込み量一覧）

サービス名			24年度	25年度	26年度	
訪問系	居宅介護	人/月	770	820	870	
		時間/月	16,940	18,040	19,140	
	重度訪問介護	人/月	97	98	100	
		時間/月	34,726	35,084	35,800	
	行動援護	人/月	2	2	2	
		時間/月	36	36	36	
	重度障害者等包括支援	人/月	2	2	2	
		時間/月	868	868	868	
	同行援護	人/月	240	270	300	
		時間/月	7,856	8,775	9,800	
	居住系	施設入所支援	人/月	451	440	430
		共同生活介護	人/月	155	162	169
共同生活援助		人/月	169	182	195	
日中活動系	生活介護	人/月	934	969	1,014	
	自立訓練（機能訓練）	人/月	8	18	20	
	自立訓練（生活訓練）	人/月	31	41	45	
	就労移行支援	人/月	203	221	225	
	就労継続支援A型	人/月	80	80	85	
	就労継続支援B型	人/月	929	959	979	
	療養介護	人/月	60	60	60	
	短期入所	人/月	165	220	225	
相談支援	計画相談支援	人/月	214	602	630	
	地域移行支援	人/月	20	20	25	
	地域定着支援	人/月	10	10	15	

別表1の見方

○数値について

各年度における月ごとの利用者（練馬区民）数および支給総時間数を表しています。

○「人/月」について

各年度における月毎のサービス利用者（練馬区民）数見込みを表しています。

○「時間/月」について

各年度における月毎のサービス支給総時間数見込みを表しています。

【別表2】（別表1における各障害福祉サービスの内容）

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。目的により「身体介護」と「家事援助」などがあります。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護を必要とする方に自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要度がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報提供を行い、移動の援護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活介護	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業への就労に結びついていない方のうち、雇用契約等に基づく就労が可能な方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な方や、一定年齢に達している方に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合等に、施設で短期間、夜間も含め、入浴、排せつ、食事などの介護を行います。
計画相談支援	支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定または変更後、サービス事業者等と連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。また、利用者の状況に応じて、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行いサービス等利用計画の見直しを行います。(モニタリング)
地域移行支援	入所または精神科病院に入院している障害者が退所または退院する際、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行います。
地域定着支援	居宅において単身その他、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対する相談等を行います。

4 地域生活支援事業の供給見込み量および算定の考え方

地域生活支援事業は、区市町村や都道府県が主体となって、地域の特性や障害者等の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施する事業です。見込み量の算定については、平成 23 年度までのサービス提供実績、練馬区長期計画・練馬区障害者計画の計画事業等を勘案しました。

別表 3 において、それぞれのサービスについて、平成 26 年度までの各年度における見込み量を設定しました。また、別表 4 においてサービス内容を記載しました。

○ 第二期障害福祉計画からの変更点

障害者自立支援法改正を受け、第三期障害福祉計画における地域生活支援事業の見込み量を、次の 2 点について変更しました。

(1) 住宅入居等支援事業について

地域生活支援事業であった住宅入居等支援事業が、障害福祉サービスの相談支援事業（地域移行支援）に移行することとなったため、地域生活支援事業から削除しました。

(2) 移動支援について

障害福祉サービスに、同行援護が規定されたことに伴い、見込み量については、平成 23 年度までのサービス提供実績より勘案した数値から同行援護見込み量を差し引いた量を算定しました。

【別表3】（地域生活支援事業の供給見込み量一覧）

サービス名		24年度	25年度	26年度
(1)相談支援事業				
①相談支援事業				
ア障害者相談支援事業	設置数	4	4	4
イ地域自立支援協議会	設置数	1	1	1
②市町村相談支援機能強化事業	—	実施	実施	実施
③成年後見制度利用支援事業	—	実施	実施	実施
(2)コミュニケーション支援事業				
①手話通訳者派遣事業	件数/年	2,500	2,550	2,600
②要約筆記者派遣事業	件数/年	350	355	360
(3)日常生活用具等給付事業				
①介護・訓練支援用具	件数/年	60	65	70
②自立生活支援用具	件数/年	155	160	165
③在宅療養等支援用具	件数/年	75	80	85
④情報・意思疎通支援用具	件数/年	170	180	190
⑤排泄管理支援用具	件数/年	10,600	11,100	11,600
⑥居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	件数/年	50	50	55
⑦緊急通報システム	件数/年	30	30	35
⑧火災安全システム	件数/年	2	2	5
(4)移動支援事業	人/月	810	890	975
	時間/月	10,700	11,500	12,100
(5)地域活動支援センター機能強化事業				
①地域活動支援センターⅠ型	設置数	4	4	4
②地域活動支援センターⅡ型	設置数	1	1	1
	人/月	32	32	32
③地域活動支援センターⅢ型	設置数	0	1	2
	人/月	0	10	20
(6)その他の事業				
①訪問入浴サービス	件数/年	2,700	2,800	2,900
②知的障害者職親委託制度	人/月	1	1	1
③更生訓練費給付事業	件数/年	400	420	440
④施設入所者就職支度金給付事業	件数/年	13	13	15
⑤日中一時支援事業	人/月	120	140	160
	日数/月	480	560	640

サービス名		24年度	25年度	26年度
⑥生活サポート事業	人/月	1	1	2
	時間/月	10	10	20
⑦手話講習会事業	人/年	270	280	290
⑧自動車運転免許取得助成事業	件数/年	5	5	10
⑨自動車改修費助成事業	件数/年	8	8	10

別表3の見方

○数値について

各年度における支給件数、利用者（練馬区民）数、支給総時間（日）数等の見込みを表しています。

○「設置数」について

各年度における事業実施者数の見込みを表しています。

○「件数/年」「人/年」について

各年度における1年間の総支給件数（「人/件」は講習会受講修了者数）見込みを表しています。

○「人/月」「時間/月」「日数/月」について

「人/月」「時間/月」は別表1の見方と同様です。「日数/月」は、各年度における月毎のサービス支給総日数見込みを表しています。

【別表4】（別表3における各地域生活支援事業のサービス内容）

サービス名	サービス内容
障害者相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することおよび権利擁護のために必要な援助を行います。
地域自立支援協議会	障害者（児）がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができる地域社会を構築するため、相談支援事業をはじめとする地域の障害保健福祉関係機関等が連携し、情報の共有および協働を図るための方策を協議します。
市町村相談支援機能強化事業	専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置することにより、相談支援機能を強化します。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障害者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費および後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
手話通訳者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に手話通訳者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。
要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に要約筆記者を派遣し、障害者とその他の者との意思疎通の仲介をします。
介護・訓練支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「特殊寝台」「浴槽（湯沸器含む。）」「入浴担架」等です。
自立生活支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「歩行支援用具」「電磁調理器」「屋内信号装置」等です
在宅療養等支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「電気式たん吸引器」「音声式体温計」「ネブライザー」等です
情報・意思疎通支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「ポータブルレコーダー」「活字文書読上装置」「情報受信装置」等です
排泄管理支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「排泄支援用具」「収尿器」「紙おむつ」等です
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	重度の身体障害者等が日常生活を容易にすることを目的として、住宅の一部を改善するための費用を助成します。
緊急通報システム	重度の身体障害者が自宅で急病になったとき等のために、外部の受信施設へ緊急通報できる機器を貸与します。

サービス名	サービス内容
火災安全システム	重度の身体障害者および知的障害者に対し、火災に対する迅速な消火活動等を行うため、火災自動通報システム機器を給付します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な身体障害児者、知的障害児者、精神障害者に対し、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター Ⅰ型事業	地域の実情に応じ、障害者等に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
地域活動支援センター Ⅱ型事業	地域において、雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センター Ⅲ型事業	地域の実情に応じ、障害者等に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います。
訪問入浴サービス	長期にわたり入浴が困難な在宅の身体障害者等に対し、訪問入浴車を派遣します。
知的障害者職親委託制度	知的障害者を一定期間、事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導および技能習得訓練等を行います。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業または自立訓練事業等を利用している者で生活保護受給者に対し、更生訓練費を支給します。
施設入所者就職支度金給付事業	身体障害者更生施設等に入所等している者が更生訓練や就労移行支援事業等を利用し、就職・自営により施設を退所することになった場合、就職支度金を支給します。
日中一時支援事業	日中、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。
生活サポート事業	居宅介護等の支給決定者以外の者で、日常生活および家事に対する必要な支援を行います。
手話講習会事業	手話の技術講習、聴覚障害者福祉に関する講演会等を行います。
自動車運転免許取得助成事業	身体障害者が自動車運転免許取得するのに要する費用の一部を助成します。
自動車改修費助成事業	重度の身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その改造に要する費用の一部を助成します。

巻末資料

1	改定練馬区障害者計画・主要事業進捗状況	・・・・・・・・ 94
2	障害者の現況	・・・・・・・・ 96
3	第二期障害福祉計画の進捗状況	・・・・・・・・ 98
4	設置要綱等	・・・・・・・・ 105
5	用語解説	・・・・・・・・ 111
6	障害者基礎調査報告書（抜粋）	・・・・・・・・ 115

1 改定練馬区障害者計画・主要事業進捗状況

(障害者自立支援法によるサービスについては障害福祉計画に記載)

事業名	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績
1 訪問によるサービスを充実させる				
障害者給付審査会	身体 147件 知的 176件 精神 221件	身体 325件 知的 464件 精神 252件	身体 172件 知的 345件 精神 199件	身体 170件 知的 329件 精神 197件
難病者ホームヘルプサービス	8世帯 延べ621時間 日常生活用具 12件	5世帯 延べ794.5時間 日常生活用具 6件	2世帯 延べ421時間 日常生活用具 6件	2世帯 延べ61時間 日常生活用具 10件
重度脳性まひ者の介護	派遣 19,823回	派遣 19,050回	派遣 18,887回	派遣 18,278回
出張調整	利用回数 371回	利用回数 391回	利用回数 407回	利用回数 422回
緊急一時保護	1か所	1か所	1か所	1か所
2 日中活動の場を再編・整備する				
区立施設の事業移行	福祉作業所1か所 福祉工房1か所	福祉作業所1か所 福祉工房1か所	完了	完了
重症心身障害者通所事業	福祉園1か所	福祉園1か所	福祉園1か所	福祉園1か所 心障センター
法外作業所の事業移行				
○民間心身福祉作業所等	2か所	4か所	6か所	6か所
○精神共同作業所等	7か所	8か所	10か所	10か所
入所施設の地域利用	未実施	未実施	1か所	1か所
社会適応訓練協力事業所	11か所 13人	12か所 10人	12か所 10人	12か所 11人
3 入所(入院)者の地域移行を進める				
入所施設からの地域移行	34人	43人	49人	56人
<input type="checkbox"/> 退院促進ネットワーク	実施	実施	実施	実施
4 居住の場を整備する				
グループホーム・ケアホームの整備(入居定員)	知的 83人 精神 46人	知的 122人 精神 63人	知的 122人 精神 67人	知的 142人 精神 75人
区立生活寮の改築			移転1寮 検討	移転1寮 実施設計
居住支援事業	0件	0件	2件	2件
ベアリフォーム事業	施行 0戸	施行 1戸	施行 0戸	施行 0戸
住宅修築資金の融資	3件	5件	3件	4件
5 地域生活と社会参加を支援する その1				
地域生活支援センター	2か所	2か所	3か所	4か所
総合福祉事務所 相談件数	身体 51,764件 知的 5,620件	身体 48,830件 知的 6,667件	身体 48,949件 知的 7,505件	身体 57,231件 知的 8,376件
保健相談所				
○専門医精神保健相談	116回 延べ271人	115回 延べ285人	112回 延べ308人	104回 延べ259人
○保健師精神保健相談	26,552件	12,018件	33,666件	35,729件
地域自立支援協議会	実施	実施	実施	実施
障害者パソコン教室	修了者 23人	修了者 23人	修了者 24人	修了者 22人
リフト付タクシー運行数	8,911回	9,095回	11,182回	13,535回
福祉タクシー券受給者数	5,632人	5,542人	5,460人	5,322人
5 地域生活と社会参加を支援する その2				
心身障害者青年学級	43回	44回	44回	41回
人権学習推進事業	17回	15回	14回	13回
プール障害者専用コース	5館	5館	6館	6館
図書館資料(点字等)の貸出	17,277点	14,407点	14,276点	13,812点
外出困難障害者資料郵送サービス	登録者 38名	登録者 47名	登録者 49名	登録者 66名
福祉連携緑化事業	12か所	12か所	15か所	15か所
災害要援護者名簿の作成と活用	災害時要援護者支援事業実施要綱制定	災害時要援護者名簿提供説明会	災害時要援護者名簿の優良活用事例の紹介	障害者の災害時のマニュアル作り検討
防災訓練	聴覚障害者参加訓練実施	聴覚障害者参加訓練実施		視覚、聴覚障害者参加訓練
6 障害者就労を促進する				
余暇支援事業	31回 延べ657人	32回 延べ791人	39回 延べ714人	42回 延べ972人
就労支援セミナー	5回	7回	5回	6回
職場定着支援員の派遣	933回	1,102回	1,142回	1,424回
就労を希望する障害者	就職者数 86人	就職者数 84人	就職者数66人	就職者数86人

事業名	19年度実績	20年度実績	21年度実績	22年度実績
7 障害者医療制度と地域医療制度を普及させる				
更生医療	給付 360人	給付 395人	給付 415人	給付 450人
育成医療	申請 73件	申請 47件	申請 69件	申請 51件
精神通院医療	交付 7,336件	交付 8,058件	交付 8,336件	交付 9,225件
心身障害者医療費助成	5,488人	5,487人	5,459人	5,474人
小児慢性疾患の医療費助成	申請受理件数 536件	申請受理件数 479件	申請受理件数 466件	申請受理件数 460件
入院資金の貸付	151件	115件	155件	144件
難病医療費等助成	4,317件	4,607件	4,953件	4,969件
心身障害者(児)歯科診療事業				
○歯科診療受診者	延 2,575人	延 3,021人	延 2,932人	延 3,045人
○摂食えん下受診者	延 193人	延 252人	延 250人	延 269人
在宅重症心身障害児(者)訪問看護指導事業	延 14人	延 21人	延 37人	延 65人
8 福祉のまちづくりを進める				
歩道や公園の整備	歩道改善 41か所	歩道改善 27か所	歩道改善 17か所	歩道改善 21か所
駅のバリアフリー化と移動システム	新桜台駅工事着手 江古田駅調査設計	新桜台駅整備完了 江古田駅工事着手		江古田駅整備完了
情報のバリアフリー	検証、改善作業実施	検証、改善作業実施	区ホームページ全面リニューアル	メールによる情報配信サービス開始
福祉のまちづくり200人モニター	登録者119名	登録者115名	登録者115名	登録者104名
区民との協働	延25団体助成	延40団体助成	延58団体助成	延77団体助成
9 障害のある子どもを支援する				
4ヶ月児健診	5,881件	5,903件	6,006件	5,714件
1歳6ヶ月児健診	5,235件	5,402件	5,663件	5,414件
3歳児健診	5,263件	5,186件	5,231件	5,277件
心理経過観察 1歳6か月児	延2,425人	延2,237人	延1,479人	延1,122件
3歳児	延1,659人	延1,742人	延1,551件	心理発達相談 延1,643件
こども発達支援センター	検討	検討	検討	整備基本計画
障害児保育				
○区立保育園	59園 171人	58園 144人	58園 175人	60園 178人
○私立保育園	12園 40人	13園 38人	14園 52人	17園 55人
○区立幼稚園	3園	5園	5園	5園
○私立幼稚園	12園	14園	15園	18園
○学童クラブ	82クラブ 149人	86クラブ 149人	85クラブ 153人	82クラブ 150人
特別支援学級				
○小学校	1校増		1校増	3校増
○中学校		2校増	1校増	
特別支援教育コーディネーター養成研修	6回	6回	6回	4回
特別支援教育理解のための研修	4回	4回	4回	4回
10 施策を推進するために				
ハローアップカレッジ事業	開設		1期生卒業(21人)	2期生卒業(30人)
地域福祉入門セミナー	2回	2回	2回	1回
障害福祉サービス従業者の研修	1回 12人	1回 61人	1回 70人	1回 57人
苦情調整委員制度の利用	苦情 146件 申立 32件 相談 81件	苦情 116件 申立 6件 相談 90件	苦情 123件 申立 9件 相談 72件	苦情 122件 申立 11件 相談 66件
地域精神保健福祉連絡協議会	2回	1回	再編	1回
地域精神保健福祉関係者連絡会	4地区 19回	4地区 21回	4地区 19回	4地区 13回
☐ 障害者福祉連絡懇談会	1回	1回	1回	1回

2 障害者の現況

(1) 手帳所持者数等

①身体障害者（身体障害者福祉手帳所持者）

	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声言語 機能障害	肢 体 不自由	内部障害	計
平成 18 年度	1,350 人	1,514 人	219 人	9,231 人	5,065 人	17,379 人
平成 19 年度	1,382 人	1,553 人	236 人	9,380 人	5,223 人	17,784 人
平成 20 年度	1,410 人	1,561 人	238 人	9,407 人	5,449 人	18,065 人
平成 21 年度	1,434 人	1,636 人	240 人	9,652 人	5,710 人	18,672 人
平成 22 年度	1,415 人	1,649 人	236 人	9,686 人	5,871 人	18,857 人

②知的障害者（愛の手帳所持者）

	最重度	重度	中度	軽度	計
平成 18 年度	126 人	942 人	977 人	1,281 人	3,326 人
平成 19 年度	126 人	970 人	979 人	1,374 人	3,449 人
平成 20 年度	129 人	999 人	997 人	1,448 人	3,573 人
平成 21 年度	136 人	1,021 人	986 人	1,512 人	3,655 人
平成 22 年度	141 人	1,053 人	990 人	1,613 人	3,797 人

③精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）

	1 級	2 級	3 級	総数	自立支援医療費 (精神通院)の 利用者
平成 18 年度	164 人	663 人	357 人	1,184 人	8,346 人
平成 19 年度	210 人	898 人	448 人	1,556 人	7,434 人
平成 20 年度	392 人	1,894 人	967 人	3,253 人	8,066 人
平成 21 年度	425 人	2,163 人	1,151 人	3,739 人	8,604 人
平成 22 年度	365 人	2,209 人	1,240 人	3,814 人	8,933 人

※平成 18 年度および平成 19 年度は、申請件数を記載しました。

(2) 障害程度区分認定数(障害が重複する場合は、主な障害について記載しました。)

【平成 18 年度】

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
身体障害者	0	39	89	66	35	48	126	403
知的障害者	0	9	53	60	67	38	71	298
精神障害者	0	15	91	69	10	2	0	187
合 計	0	63	233	195	112	88	197	888

【平成 19 年度】

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
身体障害者	0	14	40	32	16	14	26	142
知的障害者	0	9	29	42	51	28	22	181
精神障害者	0	19	110	82	9	1	0	221
合 計	0	42	179	156	76	43	48	544

【平成 20 年度】

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
身体障害者	0	43	78	43	27	35	99	325
知的障害者	0	11	42	104	98	88	121	464
精神障害者	0	31	137	82	2	0	0	252
合 計	0	85	257	229	127	123	220	1,041

【平成 21 年度】

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
身体障害者	0	24	45	29	16	20	38	172
知的障害者	0	7	66	46	93	77	56	345
精神障害者	0	44	108	47	0	0	0	199
合 計	0	75	219	122	109	97	94	716

【平成 22 年度】

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
身体障害者	0	15	37	33	22	23	40	170
知的障害者	0	8	39	53	65	89	75	329
精神障害者	0	62	105	23	6	0	1	197
合 計	0	85	181	109	93	112	116	696

3 第二期障害福祉計画の進捗状況

(1) 障害福祉サービスの利用状況

各年度の実績については、平成21年度は平成22年3月分、平成22年度は平成23年3月分、平成23年度は平成23年10月分の数値を計上しています。

(上段は計画目標値：下段は実績値)

サービス名			21年度	22年度	23年度
訪問系	居宅介護	人/月	620	660	720
			667	713	730
		時間/月	14,260	15,180	16,560
			14,490	15,792	14,637
	重度訪問介護	人/月	103	105	107
			91	99	99
		時間/月	35,020	35,700	36,380
			32,037	35,816	35,574
	行動援護	人/月	2	2	4
			0	1	2
		時間/月	60	60	120
			0	26	47
重度障害者等包括支援	人/月	2	2	2	
		0	0	0	
	時間/月	868	868	868	
		0	0	0	
居住系	施設入所支援	人/月	120	200	430
			125	239	379
	共同生活介護	人/月	100	115	125
			106	124	159
	共同生活援助	人/月	125	140	160
			120	144	142
日中活動系	生活介護	人/月	400	450	751
			447	647	797
	自立訓練（機能訓練）	人/月	4	4	14
			2	4	6
	自立訓練（生活訓練）	人/月	18	24	30
			18	24	26

サービス名			21年度	22年度	23年度
日 中 活 動 系	就労移行支援	人/月	80	115	156
			101	124	159
	就労継続支援A型	人/月	28	30	30
			38	52	60
	就労継続支援B型	人/月	600	640	750
			684	710	833
	療養介護	人/月	7	7	8
			4	4	4
	短期入所	人/月	103	114	125
			121	116	139
		日/月	845	935	1,025
			1,092	1,029	1,301
	児童デイサービス	人/月	110	120	120
			210	482	613
日/月		660	720	720	
		1,364	2,678	3,581	
相談支援 (サービス利用計画)	人/月	2	6	20	
		0	0	0	

(2) 障害福祉サービスの障害程度区分別利用状況

【平成 21 年度】

(上段は実利用者数：下段は支給決定数)

	児童	訓練等 給付	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
居宅介護	74		98	223	115	46	37	74	667
	104		114	271	135	46	43	81	794
重度訪問 介護					0	5	15	71	91
					0	5	15	69	89
行動援護					0	0	0	0	0
					0	0	0	0	0
重度障害 者等包括 支援								0	0
								0	0
施設入所 支援		6	0	2	7	29	43	38	125
		7	0	2	7	29	43	40	128
共同生活 介護	0			49	24	22	9	2	106
	0			48	26	23	9	2	108
共同生活 援助	0	116	1	1	2	0	0	0	120
	0	118	1	3	2	0	0	0	124
生活介護		0	0	4	53	110	126	154	447
		0	0	4	54	111	127	164	460
自立訓練 /機能訓練		0	0	1	1	0	0	0	2
		0	0	1	1	0	0	0	2
自立訓練 /生活訓練		8	0	1	4	2	3	0	18
		9	0	1	5	2	2	0	19
就労移行 支援		85	0	12	2	2	0	0	101
		101	0	16	2	2	0	0	121
就労継続 支援 A 型		36	0	0	2	0	0	0	38
		39	0	0	2	0	0	0	41
就労継続 支援 B 型		520	17	56	64	26	1	0	684
		539	19	63	57	24	3	0	705
療養介護		0	0	0	0	0	1	3	4
		0	0	0	0	0	1	3	4
短期入所	24		4	10	13	26	17	27	121
	101		22	68	101	91	77	123	583
児童デイ サービス	210								210
	240								240
相談支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【平成 22 年度】

(上段は実利用者数：下段は支給決定数)

	児童	訓練等 給付	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
居宅介護	63		120	235	122	49	37	87	713
	108		142	277	142	66	47	95	877
重度訪問 介護					0	5	18	76	99
					0	5	16	73	94
行動援護					0	1	0	0	1
					0	1	0	1	2
重度障害 者等包括 支援								0	0
								0	0
施設入所 支援		1	0	4	17	52	87	78	239
		3	0	6	17	54	87	88	255
共同生活 介護	0			58	28	27	9	2	124
	0			61	31	28	9	2	131
共同生活 援助	0	126	5	9	3	1	0	0	144
	0	130	5	10	3	1	0	0	149
生活介護		0	0	4	76	159	189	219	647
		0	0	5	69	150	176	220	620
自立訓練 /機能訓練		1	0	1	1	0	0	1	4
		3	0	1	1	1	0	1	7
自立訓練 /生活訓練		19	0	0	1	3	1	0	24
		13	0	0	1	4	2	0	20
就労移行 支援		110	1	10	2	1	0	0	124
		132	1	14	3	1	0	0	151
就労継続 支援 A 型		50	0	0	2	0	0	0	52
		50	0	1	2	0	0	0	53
就労継続 支援 B 型		520	21	69	61	33	6	0	710
		568	22	71	67	34	7	0	769
療養介護		0	0	0	0	0	1	3	4
		0	0	0	0	0	0	1	2
短期入所	20		1	7	13	25	22	28	116
	117		25	73	100	107	91	140	653
児童デイ サービス	482								482
	535								535
相談支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【平成 23 年度】

(上段は実利用者数：下段は支給決定数)

	児童	訓練等 給付	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
居宅介護	77		129	230	116	55	40	83	730
	109		150	276	132	66	46	100	879
重度訪問 介護					0	5	18	76	99
					0	5	17	73	95
行動援護					0	0	2	0	2
					0	0	2	2	4
重度障害 者等包括 支援								0	0
								0	0
施設入所 支援		0	0	4	17	77	141	140	379
		1	0	6	18	74	139	142	380
共同生活 介護	0			71	33	32	18	5	159
	0			67	32	30	16	4	149
共同生活 援助	0	127	5	6	3	1	0	0	142
	0	134	5	7	3	1	0	0	150
生活介護		0	0	4	85	188	249	271	797
		0	0	5	85	185	246	278	799
自立訓練 /機能訓練		2	0	1	1	1	0	1	6
		2	0	1	1	1	0	1	6
自立訓練 /生活訓練		18	0	0	3	3	2	0	26
		21	0	1	3	3	3	0	31
就労移行 支援		139	1	12	4	3	0	0	159
		160	1	12	6	2	0	0	181
就労継続 支援 A 型		57	0	1	2	0	0	0	60
		58	0	2	2	0	0	0	62
就労継続 支援 B 型		597	24	91	73	34	14	0	833
		652	32	98	75	37	14	0	908
療養介護		0	0	0	0	0	2	2	4
		0	0	0	0	0	0	2	4
短期入所	24		1	8	17	29	22	38	139
	135		26	81	114	107	89	138	690
児童デイ サービス	613								613
	649								649
相談支援	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 地域生活支援事業の利用状況

各年度の実績については、平成21年度および平成22年度は、各年度毎の総計値を記載し、平成23年度は見込み値を記載しました。

サービスの支給量（上段は計画目標値：下段は実績値）

サービス名		21年度	22年度	23年度
(1)相談支援事業				
①相談支援事業				
ア障害者相談支援事業	設置数	3	4	4
		3	4	4
イ地域自立支援協議会	設置数	1	1	1
		1	1	1
②市町村相談支援機能強化事業	—	実施	実施	実施
		実施	実施	実施
③住宅入居等支援事業	—	実施	実施	実施
		—	—	—
④成年後見制度利用支援事業	—	実施	実施	実施
		実施	実施	実施
(2)コミュニケーション支援事業				
①手話通訳者派遣事業	件数/年	2,700	2,800	2,800
		2,436	2,407	2,640
②要約筆記者派遣事業	件数/年	130	130	130
		274	325	245
(3)日常生活用具等給付事業				
①介護・訓練支援用具	件数/年	64	64	65
		43	57	76
②自立生活支援用具	件数/年	155	155	159
		159	150	136
③在宅療養等支援用具	件数/年	79	84	89
		86	70	98
④情報・意思疎通支援用具	件数/年	215	215	221
		177	161	140
⑤排泄管理支援用具	件数/年	4,200	4,200	4,400
		9,536	10,588	10,484
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数/年	50	50	50
		53	48	56
⑦緊急通報システム	件数/年	30	30	30
		19	25	22
⑧火災安全システム	件数/年	2	2	2
		1	1	1

サービス名		21年度	22年度	23年度
(4)移動支援事業	人/月	600	610	620
		699	785	860
	時間/月	13,200	13,420	13,640
		15,157	16,931	17,497
(5)地域活動支援センター機能強化事業				
①地域活動支援センターⅠ型	設置数	3	4	4
		3	4	4
②地域活動支援センターⅡ型	設置数	1	1	1
		1	1	1
	人/月	32	32	32
		28	28	30
③地域活動支援センターⅢ型	設置数	0	0	5
		0	0	0
	人/月	0	0	60
		0	0	0
(6)その他の事業				
①訪問入浴サービス	件数/年	2,942	2,980	3,017
		2,856	2,638	2,530
②知的障害者職親委託制度	人/月	1	1	1
		1	1	1
③更生訓練費給付事業	件数/年	250	260	270
		434	388	498
④施設入所者就職支度金給付事業	件数/年	18	18	20
		13	13	36
⑤日中一時支援事業	人/月	30	34	38
		71	96	112
	日数/月	120	136	152
		252	410	344
⑥生活サポート事業	人/月	2	2	4
		0	0	0
	時間/月	20	20	40
0		0	0	
⑦手話講習会事業	人/年	240	240	250
		186	174	193
⑧自動車運転免許取得助成事業	件数/年	7	7	7
		9	4	6
⑨自動車改修費助成事業	件数/年	12	13	13
		11	8	8

4 設置要綱等

(1) 練馬区障害者計画懇談会設置要綱

練馬区障害者計画懇談会設置要綱

17 練保障第 724 号

平成 18 年 2 月 3 日

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 9 条第 3 項の規定に基づく練馬区障害者計画および障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条に基づく障害福祉計画に区民および識者の意見等を反映させるため、練馬区障害者計画懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 懇談会は、次の事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 練馬区障害者計画改定の内容に関する事項
- (2) 障害者自立支援法に定める障害福祉計画策定の内容に関する事項
- (3) その他座長が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 懇談会は、つぎに掲げる者で区長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 公募区民 9 名以内
- (2) 障害者福祉関係者 18 名以内
- (3) 医療関係者 1 名以内
- (4) 学識経験者 2 名以内

2 懇談会に座長を置き、委員の互選により選出する。

3 座長は、懇談会を主宰し、懇談会を代表する。

4 懇談会に副座長を置き、副座長は、座長が指名する者とする。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第 4 条 懇談会は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から区長に報告する日までとする。

(庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、福祉部障害者施策推進課が行う。

(公開)

第 7 条 懇談会の会議は、公開で行うものとする。ただし、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針(平成 13 年 2 月 27 日練企企発第 245 号)の定めると

ころにより非公開とすることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年2月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(2) 練馬区障害者計画懇談会委員名簿

	委員	所属等	
1 公募区民 9名	馬場 伸一	練馬地域	
	坂元 信幸	練馬地域	
	志澤 小夜子	光が丘地域	
	安部井聖子	石神井地域	
	鈴木 英典	石神井地域	
	保坂 勝子	石神井地域	
	長澤 泉	大泉地域	
	野澤 国幸	大泉地域	
	前田 典子	大泉地域	
2 障害者福祉関係者 17名 (1) 障害者福祉団体 9名	齋藤 洋	練馬手をつなぐ親の会 副会長	
	森下 叔彦	練馬区身体障害者福祉協会 副会長	
	河辺 豊子	練馬区視覚障害者福祉協会 会長	
	田中 康子	練馬区肢体不自由児者父母の会 副会長	
	秋本 浩一	練馬区難聴児者を持つ親の会 会長	
	市川 明臣	練馬区聴覚障害者協会 会長	
	河合 幼	練馬障害児(者)を持つ親の会 事務局長	
	工藤 忠夫	練馬家族会 理事長	
	米村 和恵	ちゅうりっぷの会 会長	
	(2) 障害者を対象とした事業を実施している法人・団体 4名	森口 敏之	はつらつ(児童デイ) 代表
		伊東 和子	ケアサービス伊東(居宅) 代表
		矢吹 一夫	かすたねっと(居宅・居住・通所) 代表
		渡辺 智生	やまびこ三原荘(居住) 世話人
	(3) 学校関係者 1名	千田 恵司	石神井特別支援学校長
(4) 障害者就労支援関係者 2名	八戸 和子	池袋公共職業安定所 統括職業指導官	
	吉田 由紀子	あかねの会就労支援室 施設長	
(5) 相談支援 1名	石野 哲朗	光が丘障害者地域生活支援センター所長	
3 医療関係者 1名	今田 寛睦	医療法人社団一陽会 陽和病院院長	
4 学識経験者 2名	(座長) 朝日 雅也	埼玉県立大学保健医療福祉学部 教授	
	(副座長) 河村 ちひろ	埼玉県立大学保健医療福祉学部 准教授	

【計29名・敬称略・所属等欄は委員委嘱時のもの】

(3) 練馬区障害者計画懇談会開催経過

回数	日時	検討項目
平成22年度 第1回	平成22年4月28日	<ul style="list-style-type: none"> 次期障害者計画の策定について 今後の進め方
第2回	平成22年6月14日	<ul style="list-style-type: none"> 改定障害者計画の進捗状況 次期障害者計画の計画期間
第3回	平成22年9月14日	<ul style="list-style-type: none"> 障害者計画基礎調査結果の概要 高次脳機能障害者の状況（報告） 改定障害者計画の進捗状況と課題（居宅系サービス、居住系サービス）
第4回	平成22年11月9日	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者の状況（報告） 改定障害者計画の進捗状況と課題（日中活動系サービス、入所・入院者の地域移行）
第5回	平成23年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> 障害者基礎調査報告書 改定障害者計画の進捗状況と課題（就労支援、障害児支援）
第6回	平成23年3月23日 （資料配布のみ）	<ul style="list-style-type: none"> 改定障害者計画の進捗状況と課題（障害者医療、福祉のまちづくり）
平成23年度 第1回	平成23年5月23日	<ul style="list-style-type: none"> 難病者の状況（報告） 計画の構成 計画の基本理念
第2回	平成23年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> 計画の基本理念 各論の検討（相談支援、居宅系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス）
第3回	平成23年8月1日	<ul style="list-style-type: none"> 各論の検討（サービスの質の向上、障害者就労、福祉のまちづくり、社会生活支援）
第4回	平成23年9月5日	<ul style="list-style-type: none"> 各論の検討（障害児支援、防災、障害者医療） 第三期障害福祉計画の考え方
第5回	平成23年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> 懇談会意見書（案） 障害者計画・障害福祉計画（たたき台）
第6回	平成23年11月29日	<ul style="list-style-type: none"> 懇談会意見書（案） 障害者計画・障害福祉計画（素案）

(4) 練馬区障害者計画検討委員会設置要綱

練馬区障害者計画検討委員会設置要綱

平成 18 年 4 月 17 日

18練福障第76号

(設置)

第1条 練馬区障害者計画および練馬区障害福祉計画を策定するため、練馬区障害者計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

2 委員長は、健康福祉事業本部長とする。

3 副委員長は、福祉部長および健康部長とする。

4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(所掌事項)

第3条 委員会は、つぎの事項について検討し、その結果を区長に報告する。

(1) 練馬区障害者計画および練馬区障害福祉計画の策定の方針に関する事項

(2) 練馬区障害者計画および練馬区障害福祉計画の内容に関する事項

(3) その他、委員長が必要と認める事項

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見を聞き、また説明を求めることができる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(分科会の設置および構成等)

第5条 委員会の所掌事項に関する調査および検討を行うため、分科会を置くことができる。

2 分科会の構成および運営等に関する事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部障害者施策推進課が処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

企画部企画課長

危機管理室防災課長

産業地域振興部商工観光課長

福祉部経営課長 障害者施策推進課長 障害者サービス調整担当課長

総合福祉事務所長(1名)

健康部健康推進課長 保健予防課長 保健相談所長(1名)

児童青少年部子育て支援課長 保育課長

都市整備部住宅課長

学校教育部学務課長 教育指導課長

生涯学習部生涯学習課長 光が丘図書館長

5 用語解説

愛の手帳	知的障害者（児）が、各種の支援を受けるために必要な手帳として東京都が独自に設けているもの。療育手帳（国の制度）も兼ねている。
医療的ケア	痰の吸引、経管栄養、導尿などを中心とした医療的な行為。
インターンシップ制	学生が一定期間企業などの中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度。
官公需	国、公庫、公団及び地方公共団体などが、物品を買い入れたり、工事を発注したりすること。
気づき	障害者、高齢者等と一緒に活動することや障害疑似体験等を通じ、多様な人がともに生活していることに対して理解を深め、社会の中のバリアを自分の問題として考え、行動するという、一連の共感・理解のこと。
協働	住民と行政の共通の領域において、共通の目的を達成するため、課題解決に向けて主体性を持って自発的に、かつ、互いに対等なものとして尊重し合いながら協力し合う状態のこと。
区民防災組織	防災会、市民消火隊、避難拠点運営連絡会等、初期消火活動や救助活動、避難拠点への誘導等、地域の防災活動を担う組織。広義では、自主防災組織ともいう。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うこと。
公共職業安定所 (ハローワーク)	職業紹介・職業指導、雇用保険の事務処理など、職業安定法の目的を達成するための業務を無料で行う機関。

高次脳機能障害	脳卒中（くも膜下出血・脳内出血等）・感染症などの病気や交通事故・転落等で脳の細胞が損傷されたために言語・思考・記憶・学習等の面で起こる障害のこと。脳の中の障害のため、外見から障害を見極めるのが難しく、周囲の理解が得られにくいといわれている。
工賃	作業所（就労継続支援B型事業所など）で働く施設利用者に、作業所の収益（製品販売等の売上）から支払われる金銭のこと。
重症心身障害者	重度の知的障害と、重度の肢体不自由が重複している障害者のこと。
障害程度区分	障害のある方の心身の状態を総合的に表す指標で、障害福祉サービスの必要度を判定する上で目安となるもの。区分1から区分6の、6段階に分かれている。
自主生産品	作業所等において開発・生産した商品。売上は工賃として施設利用者に支払う。
児童デイサービス	障害者自立支援法に規定する、障害児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う事業。 同事業は、平成22年12月の法改正により、平成24年4月から児童福祉法に規定する児童発達支援（通所による療育を行う）と、放課後等デイサービス（学齢児を対象とし放課後や夏休み等において生活能力向上のための訓練等を行う）の事業に移行する。
身体障害者手帳	身体障害者（児）が各種の支援を受けるために必要な手帳として、つぎの種類の障害のある方に交付される。 ①視覚障害、②聴覚・平衡機能障害、③音声・言語・そしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部障害
精神障害者保健福祉手帳	精神障害のため長期にわたり日常生活、または、社会生活への制約がある方に交付される。有効期限は2年間のため、2年ごとに再申請、再認定の必要がある。
摂食・えん下	食物を口腔内に取り込み、飲み込める状態に処理し、食道下に送り込む一連の運動のこと。

障害者地域生活支援センター	自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援や社会生活に必要な講座、地域交流を通じた障害理解の促進等を行う施設。
第三者評価	利用者がサービスを選択する際に情報を得たり、サービスの質の向上を図るために、公正・中立な第三者機関がサービス内容を評価する制度。
デイジー	Digital Accessible Information System の略 (DAISY デイジー)。視覚障害者向けに音声情報を収録したデジタル録音図書などに活用する技術のこと。
難病	国の難病対策要綱では、①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病、と規定している。
発達障害	「自閉症」「アスペルガー症候群」「学習障害」「注意欠陥多動性障害」等の障害の総称。 コミュニケーションがとりにくいことや、強いこだわり、落ち着きのなさなどの特徴がある。
バリアフリー	障害者、高齢者等が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方。
防災マップ	自分のまちを実際に歩きながら、地域資源や危険箇所の把握をし、その情報・内容を地図に示したもの。
防災みまもりカード	災害時要援護者名簿をもとに地域の民生・児童委員と区民防災組織が災害時要援護者名簿に記載された人を訪問し、安否確認や救助方法など災害時の対応などについて本人や家族を交えて検討し、作成するもの。

モニタリング	あらかじめ設定しておいた計画や目標などについて、その進捗状況を随時点検すること
ライフステージ	人の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、就職、退職等)によって区分される生活環境の段階のことをいう。
療育	障害のある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。
ユニバーサルデザイン	あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人びとが利用しやすいように、都市や生活環境をデザインする考え方。その対象は、都市施設や製品にとどまらず、教育や文化、情報提供等に至るまで多岐にわたる。
NPO	Non-profit Organization の略で、広義には営利を目的としない民間組織のこと。一般的には特定非営利活動促進法に基づいて認証された NPO 法人と、法人格を取得していない市民活動団体やボランティア団体を指す。

6 障害者基礎調査報告書（抜粋）

○ 調査対象者

身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者から、合計 5,000 名を無作為抽出した。抽出率は、各手帳所持者の概ね 20%程度を目安とした。また、施設入所者の意向についても把握するため、入所者のうち、知的障害者 80 名、身体障害者 20 名の合計 100 名を無作為抽出した。

※平成 22 年 3 月 31 日現在

	身体障害者手帳	愛の手帳	精神障害者 保健福祉手帳	施設入所者
手帳所持者数	18,672	3,655	3,739	412
対象者数	3,600	650	650	100

【身体障害者数内訳】

	障害者	対象者数
視覚障害	1,434 人	290 人
聴覚平衡機能障害	1,636 人	320 人
音声言語機能障害	240 人	50 人
肢体不自由	9,652 人	1880 人
内部障害	5,710 人	1060 人

○ 回収状況

	対象者数	回収数	有効回収数	有効回収率
身体障害者	3,600	2,074	2,064	57.3%
知的障害者	650	353	350	53.8%
精神障害者	650	314	311	47.8%
施設入所者	100	95	94	94.0%
合計	5,000	2,836	2,819	56.4%

○ 調査結果の概要

* 基本属性

身体では 60 歳以上が 72.4%を占め、知的では 30 代までで 68.6%、精神、施設は 40～50 代で半数(50.2%、53.2%)を占めている。

障害程度内訳は、身体では、重度（1・2級）52.0%、中度（3・4級）35.8%、軽度（5・6級）9.2%となっている。知的では、最重度・重度（1・2度）36.9%、中度 22.0%、軽度 38.9%となっている。精神では、1級 12.2%、2級 52.1%、3級 32.5%となっている。

身体障害者手帳に 1 番目に記載された障害種類の内訳（施設を除く）は、「肢体不自由（上肢、下肢等）」が 35.0%と最も多く、次いで「内部障害」29.1%、「肢体不自由（体幹）」10.4%、「聴覚障害」7.7%、「視覚障害」6.4%と続いている。

* 介助・援助の状況について

身体は60.2%、知的は86.6%、精神は69.5%は、ふだん何らかの介助・援助を受けている。最も長く介助・援助している人としては、身体では「配偶者」48.7%、知的では「父、母」82.2%、精神では「父・母」40.7%が最も多くなっている。

ふだんの生活の中で、「必要だが、受けられていない介助・援助がある」と回答した人は、身体では8.4%、知的では12.9%、精神では18.0%となっている。

* 日中の過ごし方について

日中の主な過ごし方について、身体では「自宅にすることが多い」60.4%、知的では「働いている」36.3%、精神では「自宅で静養中である」49.2%がそれぞれ最も多くなっている。

現在働いている人の割合をみると、身体では14.6%、知的では36.3%、精神では17.7%となっている。

* 教育について

現在の通園・通学先では、「特別支援学校」が身体43.4%、知的59.8%と最も多い。次いで、身体では「通常の学級」28.3%、知的では「特別支援学級」25.8%となっている。

通園・通学に際し充実してほしいこととしては、身体では「施設・設備などを充実させてほしい」が45.3%、知的では「夏休みなど長期休みの際の取組みを充実させてほしい」が63.9%と、最も多くあげられている。

* 雇用・就労について

現在、働いている人の就労形態は、身体では「会社・団体等の正規の職員、役員」46.0%が最も多く、知的と精神では「福祉作業所、授産施設等」が、知的49.6%、精神52.7%と、最も多くあげられている。

1年間の就労収入は、身体では「100万円～400万円未満」が39.7%、知的と精神では20万円未満は約5割となっている。

働くために大切な環境としては、身体と精神では「健康状態にあわせた働き方ができること」が最も多くあげられ、知的では「事業主や職場の人たちが障害者雇用を理解していること」、施設では「障害のある人に適した仕事があること」が最も多くあげられている。

* 外出や社会参加の状況

「月に2～3日」あるいは「ほとんど外出しない」人が身体では14.9%、知的では6.9%、精神では11.0%みられる。

外出の際に困っていることとしては、身体では「歩道が狭く、道路に段差が多い」、知的では「まわりの人と話すのがむずかしい」、精神では「他人の視線が気になる」

をあげる人がそれぞれ最も多い。

希望する活動に参加するために必要な支援として最も多くあげられているのは、身体では「障害のある人に配慮した施設や設備があること」、知的では「介助者・援助者がいること」、精神では「活動する場所が近くにあること」である。

* 健康状態や医療について

過去1年間に健康診断（健康診査）を受けていない人は、身体では24.0%、知的では15.1%、精神では38.3%である。健康管理や医療について、困ったことや不便なこととしては、身体と精神では「医療費の負担が大きい」をあげる人が最も多いが、知的では「障害のために症状が正確に伝わらず、必要な治療が受けられない」が最も多くなっている。

* 相談や情報入手について

家族や親せき以外の悩みごとや心配ごとの相談先としては、身体では「友人・知人」23.3%、知的では「福祉施設の職員」26.0%、精神では「病院・診療所」46.0%、施設では「福祉施設の職員」69.1%が最も多くあげられている。知的では「総合福祉事務所の相談窓口」24.6%、精神では「保健相談所（保健師など）」16.1%も相談先として多い。

障害福祉サービスなどの情報の入手先としては、「ねりま区報」がいずれの障害でも多く、身体では50.1%、知的では40.0%、精神では26.7%となっている。知的では「学校、職場、施設」28.6%、精神では「病院など」29.9%も多い。

* 障害福祉サービスについて

最近1年間に利用した障害福祉サービスについて、身体と知的では「タクシー料金の助成、自動車燃料費の助成」の利用割合が、身体38.6%、知的29.4%と最も多く、精神では、「病院や診療所のデイケア」が31.4%と最も多い。なお、いずれの障害でも3割前後の人が最近1年間にサービスを利用していない。

「今後利用したいサービス」が、「利用したことがあるサービス」を大きく上回っているものは、身体では、「タクシー料金の助成、自動車燃料費の助成」、「住宅設備改善費の給付」である。知的では、「短期入所（ショートステイ）・緊急一時保護」、「移動支援」、「グループホーム・ケアホームなどの居住系サービス」である。精神では、「ホームヘルプなどの訪問系サービス」となっている。

必要だと思うサービスを十分に利用できていないと考えている人は、身体では19.6%、知的では25.1%、精神では24.1%となっている。必要だと思うサービスを十分利用できていない理由としては、身体と知的では「どのようなサービスがあるかわからないから」が最も多く、精神では、「利用の仕方がわからないから」が最も多くなっている。

* 将来について

将来、暮らしたい場所については、「家族と一緒に暮らしたい」がいずれの障害でも5割前後と最も多い。「ひとりで暮らしたい」は身体と知的で約1割に対し、精神では2割以上と多く、知的では、「グループホーム・ケアホームで暮らしたい」が家族との同居に次いで多くなっている。施設では、「施設に入所して暮らしたい」が4割と最も多いが、「家族と一緒に暮らしたい」も2割強となっている。練馬区に住み続けたいかについては、いずれの障害も「住み続けたいと思う」が多く、身体では76.1%、知的では72.3%、精神では66.2%、施設では47.9%となっている。

* 災害対策や消費者被害について

災害時の避難場所を知っている人の割合は、身体では67.6%、知的では54.3%、精神では50.5%となっている。避難場所を知っている人のうち、自力で避難できる人は、身体では55.2%、知的では52.6%、精神では69.4%となっている。

* 差別や人権侵害について

障害があることで、差別や人権侵害を受けていると感じている（「いつも感じる」「たまに感じる」の合計）人の割合は、身体では23.7%、知的では55.1%、精神では52.1%、施設では24.4%となっている。

* 障害者施策全般に関して

今後、障害者施策を進めていくうえで、区に充実してほしい施策としては、「障害者や高齢者に優しい「福祉のまちづくり」の推進」がいずれの障害でも上位にあげられている。また、知的と精神では「就労支援の充実を図ること」が最も多くあげられている。

* 障害の表記について

「障害」という言葉の表記については、いずれの障害でも「こだわりはない（どれでもよい）」を選んだ人が最も多く、その理由としては、「表記だけ変えても意味がないから」が最も多くなっている。知的では、「障がい」を選んだ人が他の障害より多くなっている。

* 介護・援助者の意向

主な介護・援助者が介助・援助をするにあたって、困っていることとしては、「年齢的に負担が大きい」、「精神的な負担が大きい」、「経済的な負担が大きい」が上位にあげられている。特に、知的の介助・援助者の回答では、他の障害と比べて、障害の程度が重いほど、負担感が大きい傾向がみられる。

将来、本人に暮らしてほしい場所としては、いずれの障害でも「現在の家族と一緒に暮らしてほしい」が最も多くなっている。

練馬区障害者計画・第三期障害福祉計画

(平成 24 年度～平成 26 年度)

発行日：平成 24 年 3 月

編集発行：練馬区 健康福祉事業本部 福祉部 障害者施策推進課 事業計画担当係
〒176-8501 東京都練馬区豊玉北 6-12-1

電話：03-5984-4602 (直通)

F A X：03-5984-1215

電子メール：shogaisisaku02@city.nerima.tokyo.jp